

教育実習の手引き

令和7年度版



東京学芸大学

Tokyo Gakugei University

教育実習生のみなさんへ

この手引きは教育実習に臨むみなさんに、少しでも参考となる情報を届けようと編集されました。教育実習の目的・目標、関連するカリキュラム構成、そして実習生としての心得をはじめ、各附属校の教育実習において必要となる基本的な学校及び児童・生徒理解、そして授業観察や学習指導に関する参考資料を掲載しています。もちろん教育実習の実際においては、各実習校の実情に応じてさらに多様な参考資料がみなさんに配布されることになります。すでに手元にある教育実習日誌とともに、そうした参考資料によく目を通し、充実した教育実習を成し遂げてください。今後もこの教育実習の手引きをより一層充実した内容にしていくよう改訂を重ねていく予定です。後輩たちのためにも、みなさんからの意見・要望をお待ちします。

先端教育人材育成推進機構・教育実習グループ、学務部学務課教育実習係

教育実習に関する以下の連絡は、すべて掲示によって行います。

- ・オリエンテーションやガイダンスの開催連絡（日程、会場、対象者等）
- ・教育実習関連書類の配付および回収連絡
- ・実習配当校や連絡教員等の発表
- ・その他実習に関わる重要事項 など

*教育実習関係掲示板は、中央2号館（旧S棟）1階の入口横および中央1号館（旧自然科学系研究棟1号館）前にあります。日常的にチェックする習慣を身につけてください。また、仲間同士で伝えあって積極的に情報を共有することも大切ですが、必ず各自が掲示板を見て、正確な情報を確認してください。

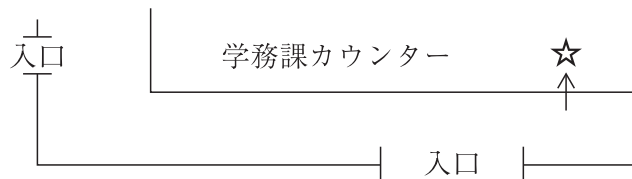
教育実習に関する質問や相談は、学務課教育実習係へ問い合わせてください。

*なるべく窓口に来て、直接質問や相談をしてください。

質問・相談時には、氏名・所属・学年・学生番号を伝えてください。

インフルエンザ等の体調不良の場合は、電話・メールなどで問い合わせてください。

学務課教育実習係 中央2号館（旧S棟）1階



電話：042-329-7179

FAX：042-329-7183

E-mail：jissyu@u-gakugei.ac.jp

目 次

<小学校・幼稚園・特別支援学校編>

I 小学校の教育実習と実習生の心得

1. 教育実習の目的と目標	2
2. 教育実習の構成	2
3. 教育実習関係 授業科目の主旨と内容	2
4. 教育実習生としての心得	4

II 小学校教育実習の実際

1. 各学年の児童の特性について	6
2. 授業参観の方法	8
3. 学習指導案作成から授業まで	11
4. 授業から授業反省会まで	14
5. 日誌の書き方とその事例	17
6. 教育実習の評価	21
7. 学校保健について	24
8. 学校図書館の活用	28
9. 給食指導	30

III 附属幼稚園、特別支援学校における教育実習

1. 附属幼稚園における教育実習の概要	36
2. 特別支援学校における教育実習の概要	38
3. 学校保健について	40
4. 特別支援学校の給食指導	44

＜中学校・高等学校・中等教育学校編＞

0. はじめに	52
1. 教育実習の目的と目標	52
2. 「教育実習関連科目」と「教育実習」の構成	53
3. 「教育実習関連科目」の趣旨と内容	54
4. 教育実習の受講条件	57
5. 専攻別教育実習の内容と実施時期の一覧	58
6. 教育実習の心得	59
7. 教育実習日誌	66
8. 教育実習の評価	67
9. 教育実習をより効果的なものにするためのポイント	69
10. 学校保健について	71
11. 学校図書館の活用	75

＜資 料 編＞

附属学校園の一覧	80
教育実習におけるハラスメントの防止と対策について	83
教育実習における情報管理・守秘義務に関する注意事項	85

小学校・幼稚園・特別支援学校編

I 小学校の教育実習と実習生の心得

1. 教育実習の目的と目標

目 的

教育実習は学校教育の実際を教育現場で経験することによって、主体的な研究心を保持しつつ大学における教育についての理論的・技術的な学習成果の適用と検証を行い、その深化をはかることを目的とする。

目 標

- 1 教育に対する心構えや、幼児・児童・生徒に対する理解と愛情を深める。
- 2 統合的実践的な学習体験を通して、教育現場への課題意識と解決への洞察力を得て、今後の研究の方向を明確にする。
- 3 教職と自己に対する認識を深め、教職志望者としての自覚と、教職者としての今後努力すべき資質能力形成のための計画を明確にする。

2. 教育実習の構成

- 1 年次 ●教職入門
- 2 年次 ●授業観察演習
- 3 年次 ●事前・事後の指導
●教育実習Ⅰ（本学附属学校・園）
- 4 年次 ●教育実習Ⅱ（公立私立学校・園）
●研究実習（選択）
●教職実践実習（必修）

3. 教育実習関係 授業科目の主旨と内容

●教職入門

これまで学習してきた基礎知識をどう生かしていくのかを考え、合わせて教師としての心構えを準備する。教師とは何かについて、実情や体験談なども交えて学習し、教職の意義・役割および問題点について考察する。

●授業観察演習

教育実習Ⅰの多校種の授業映像を視聴することを通して、教育実習の意義についての理解を深め、次年度の実習への問題意識を高める。学習指導案の構成や、その役割についての理解も深める。

●自己創造のための教育体験活動A～C

教育実習前の1, 2年次に、自らが求めて学校現場等で一定期間体験活動を行うことを通して、教職の意義や魅力を体感したり、その課題に気づいたりすることをねらいとする。

●事前・事後の指導

教育実習の目的を充実させるために、「事前」に学部で学習・研究した教育の諸理論を実践的観点から統合的に再構成し、実習校での実践的な学習・研究に向けての具体的課題を設定する。また、「事後」にそれを整理し発展させる方法を学ぶ。

●教育実習Ⅰ（本学附属学校・園）

教育実習の目的に向けて本学附属学校園における教育実践経験に基づき、「事前」に設定した自己課題に関して実践的に探究する。特に教育実習Ⅰにおいては、幼児・児童・生徒への理解を深めるとともに学習指導と生徒指導に関する基本的な課題を的確に捉え、教職志向における自覚と自己の資質能力形成への意欲と態度の形成に努める。

●教育実習Ⅱ（公立私立学校・園）

国公立学校・園における教育実習Ⅱは、教育実習の目的を充実・発展させるために現場での教育実践をさらに積み上げることによって、教育実習Ⅰの省察に基づいた課題の実践的な探求を深化させることを目的とする。特に、学級および学校経営の視点から児童・生徒への理解、学習指導と生徒指導に関する多様な課題への的確な対応等を充実させ、教職志向と自己の資質能力形成へ向けた意欲の拡充を図ることに努める。

●研究実習

教育実習Ⅰおよび教育実習Ⅱの成果と課題を生かして、教職への準備となる実践的研究課題や卒業研究とつながりのある研究課題を設定し、学校現場での観察・参加・実践を通して研究を深める。

●教職実践演習（4年次秋学期）

教職課程の総仕上げとして、教員として最小限必要な資質能力を身につけたことを確認する。将来、教員になる上での課題を自覚し、必要に応じて不足している知識や技能を補い、その定着を図ることによって、教職生活をより円滑にスタートできるようにする。授業内容には、以下の4つの事項が含まれる。

- ① 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
- ② 社会性や対人関係能力に関する事項
- ③ 幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項
- ④ 教科・保育内容等の指導力に関する事項

4. 教育実習生としての心得

教育実習生は、それぞれの実習校園においては、実習生であるとともに教師であることを自覚して、次の事柄を守らなければならない。なお、教育実習期間中だけでなく、オリエンテーション、事前打ち合わせ、事後の訪問などの場合も同様である。

1. 勤務および出退

- (1) **出勤・退勤** 実習校園の所定の時刻までに出勤し、出席簿に押印の後、所定の勤務につく。退勤の際は、指導教員へ挨拶するとともに諸連絡の有無を確認する。オリエンテーションを含む教育実習期間中は同一の印鑑を使用する。

また、所定の時刻を過ぎて居残る必要がある場合は、指導教員の許可を得る。

- (2) **通勤途中における行動** 通勤途中でも、教師であることを自覚して行動する。歩きながらのスマートフォン操作、何人かで並んで道を塞ぐようにして歩くこと、交通機関内でのマナーなどについて、地域住民が厳しい目を注いでいることを忘れてはならない。

- (3) **欠勤・早退・遅刻** 急病や事故などによってやむなく欠勤する場合には、速やかに実習校園に電話連絡を取り、指導教員・実習担当教員に伝え、併せて学務課に報告する。また、翌日出勤したら実習校園の指示に従い速やかに欠席届提出等の事後処理をする。

やむを得ない事情により欠勤することが事前にわかる場合には、大学の学務課に連絡をとって指示を受け、実習担当教員を通じて欠勤届を提出し、校長もしくは副校長の許可を得る。

また、遅刻・早退についても欠勤に準じ、その手続きを行う。

- (4) **連絡先の確認** 教育実習学生調査票と現在の住所・連絡先に変更があった場合には、指導教員に伝える。

- (5) **実習日誌の書き方・提出** 実習日誌は、毎日の記録を丁寧に記述し、指定された方法で毎日提出する。(詳細は、「5. 日誌の書き方とその事例」(pp.17-20)を参照する。)

なお、実習後の提出にあたっては、実習校園の指示に従う。

- (6) **実習後の提出物** 実習後、実習校園に実習日誌と指定されたものを提出する。提出日は、実習終了後約1週間の期間であるので、その期間に合宿、旅行等を入れないようにする。

- (7) **個人情報の保護** 実習日誌をはじめ、実習校園からの配付資料、各自の記録等実習に関する一切の資料は、個人情報保護の観点からも重要な書類である。紛失・置き忘れ等がないよう、取り扱いには十分に注意する。

- (8) **事故・けが等の連絡** 幼児・児童・生徒の事故・けが等は、その都度速やかに指導教員に連絡する。実習生自身の事故・けが等(通勤途中を含む)の場合も、同様に連絡する。

2. 授業関連

- (1) **授業の参観** 実習期間中を通して、授業参観は積極的、計画的に行う。ただし、前日までに指導教員・授業担当教員の許可を得てから参観し、参観中は授業の妨げとならないよう留意しながら必ず授業記録をとる。また、参観後は、授業担当教員に謝意を述べ、疑問点等があれば積極的に質問し指導を受ける。

- (2) **観察・参加・活動補助** 所属学級において、指導教員の許可および指導のもと、積極的に行う。教科指導の他、道徳・特別活動・総合的な学習の時間、外国語活動等についても、可能な限り観察・参加を行う。

- (3) **物品の使用** 実習校園の物品(教具、事務機器等)を使用する際は、事前に指導教員・実習担当教員の許可を得る。また、使用後の整理整頓に努める。

- (4) **教科書の購入** 小学校実習においては、配当学年の国語と算数、自分の専門教科、その他授業をしようと考えている教科の教科書を購入する。中学校と高等学校の実習においては、指導教員の指導を受け、必要な教科書を購入する。
- (5) **学習指導案の作成と押印** 学習指導案は指定された日に指導教員に提出し、指導を受ける。授業者氏名の横に必ず押印をすること。
実習期間前に指導を受ける必要がある場合は、実習校園の指示に従って行う。
- (6) **教員の授業参観と指導** 授業を参観してくださった実習校園の教員に対しては、謝意を述べ自ら進んで批評指導を受ける。大学の指導教員等に、各自（または代表者）が連絡を取り、授業の参観・指導を積極的に求める。

3. その他特に注意すべきこと

- (1) **教師としての品位ある行動、服装、言葉遣い** 教育実習生は、実習校園において学生として学習・研究をする立場であると同時に、幼児・児童・生徒を指導する立場である。その言動が幼児・児童・生徒に直接与える影響が大きいことを強く意識する。
具体的には、次の事項に留意する。
- ① 校内では、携帯電話を使用しない。電源を切る。
 - ② 構内では、喫煙をしない。
 - ③ 通勤途中では、交通ルールを遵守する。自動車・バイクでの通勤をしない。自転車通勤については実習校園の指示に従う。
 - ④ 清潔感のある身だしなみを心がける。
染色した髪形、無精ひげ、ラフな服装、ノースリーブや極端なミニスカート、サンダル・下駄履き、派手な化粧、アクセサリ・香水…などは厳に慎む。
 - ⑤ 場面に応じた適切な言葉遣いを心がける。
学生仲間同士の言葉遣いで、授業に臨んだり指導教員等に接したりしない。
- (2) **時間厳守** 子どもたちにも求めることであるから、常に時間に余裕を持って行動する。
- (3) **アルバイト等の中止** 実習期間中は実習に専念できるよう、アルバイト等は中止する。
- (4) **学校や幼児・児童・生徒の情報の保護** 学校や学級、子どもの情報を通勤途中で話すことや、SNSでやりとりをしたり、公開したりすることは、絶対にしてはいけない。
- (5) **個人的な関わりをもたないこと** 実習期間中およびその前後において、幼児・児童・生徒ならびにその保護者と個人的な関わりを持たない。メールアドレスや携帯電話番号等を聞いたり、教えたりしない。
- (6) 上記のことも含め、情報管理・守秘義務等に関する誓約書の事項を遵守する。
- (7) 感染症などの気になる症状が見られた場合は、自分で判断せず、必ず医師の診断を受ける。
そして、その診断に基づいて出勤すること。

* 以上についての詳細や他の事項については、オリエンテーション時などに示される実習校園ごとの心得等をよく読み、その指示に従う。

* 不明な点が生じた場合は、勝手な判断をせずに、指導教員・実習担当教員・大学連絡教員等に速やかに確認する。

* 教育実習期間中は、普段の大学生活とは環境が大きく異なるので、規則正しい生活を心がけ、心身の健康維持に努める。もし、心身の不調を感じた場合には、速やかに友人や指導教員・実習担当教員・大学連絡教員等に相談し、一人で悩まないようにする。

* 「情報管理・守秘義務等に関する誓約書」の内容を確認すること。

Ⅱ 小学校教育実習の実際

1. 各学年の児童の特性について

(1) 低学年

① 低学年の身体的・体力的特性

- ・男子の方が女子より体格が大きく、いわゆる幼児体型から移行体型をへて学童体型に変化する時期でもあり、2年生の頃は、ほぼ6等身になる。
- ・下肢はまだ短いものの、体型は全般的に細身であり身軽である。
- ・体の柔軟性は大きく、特に女子は肩・膝・股関節の柔軟性が最高度に達している。
- ・身体的な活発さがこの時期の特徴である。走る、跳ぶ、回るなどの基礎運動能力の発達が著しい。
- ・バランスや調整力はまだ未発達で、比較的個人差が大きい。

② 情緒的特性

〔1年生〕

- ・1年生は、喜びと怒り、愛情と攻撃、やさしさといじわるなどの間を右往左往する。つまり、全体と部分、部分と部分、原因と結果などの関係が十分に理解できない段階を残す場合が多い。
- ・自分の存在を示したい欲求が強く、自己主張をすることによって自己中心的な行動様式をとる傾向が強い。

〔2年生〕

- ・競争意識も強くなり、周囲の人から認められたいと願うようになってくる。
- ・物事に対する取り組み方に落ち着きと辛抱強さが見られるようになってくる。
- ・自分の経験によって得た知識を自分で理解し、同化しようとするようになる。
- ・自主的な活動は、先生や友だちなどの周囲の援助がなければ長続きしないことが多い。

(2) 中学年

① 中学年の身体的・体力的特性

- ・身体の発育量は、低学年期とほぼ同じペースで推進している。低学年に一部見られた幼児体型はほとんどなくなり、調和のとれた安定した時期である。
- ・肥満傾向児の出現が目立ちはじめのもこの時期である。したがって、日常の活動や遊びが体力的側面に与える相関が高い。
- ・4年生後半頃になると女子の発達が目立ちはじめ、高学年における男女の体格の逆転現象の前兆が見られるようになってくる。

② 情緒的特性

〔3年生〕

- ・探求心が旺盛になり、好奇心を積極的に満たそうとするようになる。
- ・行動面では、まだ情緒的な安定性に欠ける点もあるので突飛で無茶な行動を引き起こしやすい傾向はあるが、全般的には活動にあふれている。
- ・男女の分化はこのころから始まり、同性の児童同士が仲良くなって異性と遊ばなくなる現象が出てくる。

〔4年生〕

- ・同性による友だち同士の共通の興味の追究によるまとまり集団が形成されはじめる。
- ・仲間との連帯や協力といった社会的行動の発達が著しく、対集団的競争欲求の高まりが見られるようになる。
- ・客観的、抽象的な思考力が充実してくる。

(3) 高学年

① 高学年の身体的・体力的特性

- ・平均身長、体重とも女子が男子を上回るようになる。女子の急速な身体発育は6年生の終わり頃まで続く。
- ・女子の胸囲の発達の割合が一番急速なのは5年生の頃で、初潮もかなり見られはじめる。
- ・男子の第二性徴の現れは平均的に女子より遅いが、個人差も大きい。
- ・外で活発に遊ぶ子とそうでない子が顕著になり、体力面においてもその相関が高い。

② 情緒的特性

〔5年生・6年生〕

- ・思いつきでなく、見通しを持って行動できるようになる。また、物事を最後までねばり強く行う力も身につきはじめる。
- ・この時期になると知的発達、形成的抽象的思考、論理的思考の発達という段階を経て、自分の価値観が芽生えてくる。これは自我意識の高まりととらえることもできるが、第2次反抗期のはじまりであるとも考えられる。
- ・親や教師よりも仲間に準拠性を求めるようになる。
- ・将来（進学）に対する意欲と不安が生活面においてあらわれてくることもある。また、心や体に顕著な個人差も見られる。

2. 授業参観の方法

実習中には、担当のクラスその他で授業を参観する機会がたくさんあります。児童の学びの姿の把握や教師の関わり方など、あなたが授業をするときに役立つことを先生や仲間の実習生から学ぶよいチャンスです。

しかし、ただ漫然と見ているだけでは多くは学べません。自分なりに視点を持ち、記録の方法を工夫してみることで、同じ授業でも見えるものが随分ちがってくるのです。

次に、授業参観の際のポイントをあげます。参考にしてください。

(1) 授業記録の取り方

《方法1：一人の児童を追う》

「この子のことを知りたい」という子を一人決め、その子の様子を詳しく見ていきます。その子と教師、その子とクラスの子とのかかわりにも目を向け、記録をとります。記録には、その子の発言だけでなく、つぶやき、行動、表情、ノート記述の様子や内容などをよく見て記録します。

《方法2：教師の動きを追う》

児童の学習を支えるために教師がどんな動きをしているかを知りたいときは、上記《1》と同じ方法で追って記録します。

《方法3：全体記録を取る》

話し合いの授業などの場合は、全体記録を取る方法があります。児童や教師の発言を、発言順に記録します。児童の話は、なるべく言葉を忠実に記録しておくとし、後で解釈するとき役立ちます。言葉の記録だけでなく、児童が話すときの表情や声の勢いなど、一緒に記録するとなおよいでしょう。児童の言葉のニュアンスも記録されている方が、その子の思いや考えなどを読み解く手助けとなります。

《方法4：図に表す》

机を離れての作業や話し合いなどの活動をしている場合は、活動場所の略図を自分で書き、その図に記録していく方法があります。休み時間や給食・お弁当の時間、図書室で読書している時間など、児童が自由に友達と過ごしているときの様子を図に記録すると、児童の友達関係が見えてきます。

(2) 授業記録を解釈し、そこから学ぶ

授業記録を取ったら、解釈します。記録を放っておいてはもったいないのです。『なぜ、この子（教師）はここでこのような行動をしたのだろうか？』『この発言の後に、この子はどうしていったのか？』『この表情には、どのような意味があるのだろうか？』など、自分の記録をもう一度読み返し、つなげてみましょう。そうすると、授業中には気づかなかったことが見えてきます。また、自分なりにその子のプロフィールも描けてきます。記録の解釈を通して、気づいたことやわかったことは、実習日誌に記録していきましょう。

また、同じ授業を参観しても、見る人によって気づくことは様々です。実習生同士、また担任と記録をもとに解釈を交流し合うことで、視点が増え、新しい解釈を知ることができます。自分が取った記録をもとに、積極的に話し合いをしてみましょう。

(3) 授業記録をとる際の留意事項

- ① 記録をするときに、児童の活動が変わってしまうような影響力をおよぼさないようにします。「空気のように」その場にいることを心がけましょう。
- ② 児童の目線になってみると、上から見下ろしていたときには気づかなかったことが見えてきます。
- ③ 記録した用紙は、児童のプライバシーが書かれていることになります。人の目に触れるところには、置いてはいけません。取り扱いは慎重にしてください。
- ④ 授業参観時は（他の実習生の授業時にも）、必ず授業記録を取ります。そこでの気づきを自分の授業に生かすだけでなく、授業後の協議会での記録を元に、解釈を発表し、協議を深めることが、自分の授業の向上につながります。
- ⑤ 事前に記録用紙、紙ばさみを用意し、早く記録できるように準備をしましょう。

3. 学習指導案作成から授業まで

3-1. 指導教科を決定するために

もし、この実習期間に、4時間授業を行うとすれば、「国語」、「算数」、「専科や理科、体育など教室以外の授業」、「自分の専門の授業」をするとよい。

「国語」「算数」は、これからも必ず多く取り組まなければならない教科である。児童は教室で座って授業を受けることが多いので、初めて授業をするときは取り組みやすいという利点がある。

「専科や理科、体育など教室以外の授業」は、教室で自分のいすに座らなければならないという束縛を離れた40人の児童を、どのように掌握しながら授業を進めたらいいのかを身をもって学ぶのに適している。音楽や図工、理科など、実験や物を扱うとき、児童たちは、そのことに興味を奪われ、教師に注目しにくくなる。そこでどのように授業をしたらよいのかということも学べる。

「自分の専門の授業」は、事前指導等で、今までに学習してきた教科であるので、自分の専門性を生かした授業が期待できる。また、今後、現場に出たときも専門が必要となる場合も多いので、その授業は行いたい。時間に余裕があれば、自分の専門の授業は2時間したいところである。2時間することで、1時間目を反省した授業を行うことができ、格段の進歩が望めるからである。

この実習期間に、もし授業が3時間しかできないのなら、国語科や数学科、学校教育科の学生の場合は、「国語」「算数」「教室以外」となるであろう。それ以外の科の学生の場合は、「自分の専門の授業」とその他2時間となると思われる。その他については、これらのことを踏まえて決めてほしい。

3-2. 授業当日までの教材研究のポイント（指導案を書くことを中心に）

(1) 4日以上前にすること

① 授業内容の決定

教科書でどの範囲をするのか・その授業の前後は誰が何の授業をしているのかの把握。

② 3日前の指導案検討のときまでに、自分なりの指導案を必ず書いてくるのが宿題

2通り考えていてどちらがいいかわからないので書けない場合は2つとも書いてくる。

(2) 3日前にすること

① 書いてきた指導案の吟味

＜総案の場合＞

単元の目標

単元設定理由の内容（児童観・指導観・教材観がどれも書かれているか）

単元の指導計画（妥当かどうか・第2時以降の教生の授業の内容の割り振り）

本時案の検討

ねらいが妥当で、行動目標になっているか。（評価ができる書き方か）

学習課題（問題）が妥当か。

ねらいがあっている。多様な解決がある。児童の意欲がわくなど、問題解決型の流れになっているか。

導入・課題の提示・自力解決・解決の検討（話し合い）・まとめ
つ（かみ）よ（そうし）し（らべ、たしかめ）ま（とめ）あ（てはめ）

② 2日前までの宿題

特に、導入の検討と、自力解決における児童の反応の予想、自力解決時に早く終わることのなかなかできない子に対する指導の手だてを考えて、指導案に書く。

プリントや教具を使って授業する場合は、その作成も宿題になる。

理科などの実験の場合は予備実験も宿題になる。予備実験をする中で児童がどのような反応をしやすいか予想する。

(3) 2日前にすること

① 書いてきた指導案の検討

- ・昨日修正したことを、きちんと書き直したか。
- ・本時案の検討

導入は、学習問題に直結していて、それを児童が解きたくなるようなものか。

自力解決の児童の反応の予想は十分か。

早く終わった子と、なかなかできない子の指導の手だては妥当か。

- ・児童にさせるプリントの中身や教具は妥当か。
- ・児童に特に用意させるものを児童に伝えるようにする。（板書しておくとい。）

② 1日前までの宿題

- ・解決の検討で話し合わせることを、その手だてを考えておく。
- ・まとめでは、何を本時のまとめとするかを考えてくる。

(4) 1日前にすること

① 書いてきた指導案の検討

- ・昨日修正したことを、きちんと書き直してきたか。
- ・本時案の検討

解決の検討のとき、話し合わせることは的確か。どのような意見を出させたいのか。

まとめは妥当か。

② 当日までの宿題

- ・朝までに完成した指導案を書いてくる。
- ・導入提示用の教材の作成。
- ・児童にさせるプリントの作成。人数分の教具の作成。・板書計画。発問計画。

3-3. 授業中の留意点

(1) 授業中は

- ・指導案をできるだけ見ないで授業を行う。
- ・授業が早く終わりそうなときは、その後、させることを児童に言う。
- ・授業が長引き次の時間に差し支えるようなら授業をうち切る。
その後どうするかを考える。

- ・失敗も経験である。指導教員が教生に代わって途中から授業をすることは避けたい。児童がその教生はだめだという意識になるから、教員に頼らず最後まで授業をすること。
- ・授業後は、児童が書いたワークシートに一言よかった言葉を添えて、担任に確認してもらった後、できるだけ早く返す。

(2) 授業観察者は

- ・授業記録を取り、授業後の反省会で意見を言えるようにしておく。
- ・自力解決時は、机間巡視をし、児童の反応を記録しておく。
できない子に手だてがあったか。その後適切な反応を取り上げているか。
- ・その授業のよい点を、できるだけ多く見つける。
- ・授業の悪い点を見つけたときは、自分ならどうするかとも言えるように代案を考えておく。

① プロトコールを書く。

- ・教師の発問とそれに対する児童の反応を記録する。
どういう発問が効果的かを検討するため、言った言葉をそのまま書く。
- ・板書や課題の提示の仕方などの行動もできるかぎり記録する。

② 座席表に記入する。

- ・どの子がよく発言するか。
- ・主発問に対して、どのような反応をそれぞれの児童はしているか。

③ 一人の児童に注目してみる。

- ・一人の児童の動きを追って、効果的な発問、指示を調べる。

4. 授業から授業反省会まで

4-1. 授業記録の取り方

(1) ねらい

授業記録は、授業全体を記録する場合と、児童一人に焦点を当てて、個人記録を取る場合がある。

① 全体記録の場合

その授業の記録を取ることで、教師の発問の量と児童の発言の量を比べることができる。また、時間を記入することで、時間が足りなくなった場合にどこに時間をかけすぎたのかがわかる。さらに、逐語記録を取ることで、教師の発問のうち、どういう発問が児童によく伝わる発問で、どういう発問だと児童にあまり伝わらないのかがわかる。児童の発言をそのまま記録しているので、教師が勘違いして受け取っているかもしれない児童の発言があることに気付く。つまり、自分が授業をするときに役立つ。

② 個人記録の場合

個人別に記録を取ることで、その子がどの程度理解しているかがわかるので、どういう指導の手だてを取ればよいかわかる。また、その子によって、注意を引く発問と引かない発問がある。手いたずらをしていた子が、教師が何を言ったら、教師の方に向いたのかなどを記録することで、児童の興味関心がわかる。つまり、児童の理解に役立つ。

(2) 方 法

全体記録の場合、個人記録の場合、それぞれの記録用紙に記録する。教生が授業をしている各時間ごとに、全体記録と個人記録は一人ずついるとよい。どちらの場合も、教師の発問や児童の発言を逐語記録することに注意する。「だいたいどんなことを言ったのか」では、分析が曖昧になりやすい。

4-2. 授業後の反省会では

(1) 自 評

- ・ 前回の授業に比べて、自分が特に注意して授業を行った点を言う。
板書に気がつけたとか。課題が伝わるようにしたとか。
意見の聞き方とか。立つ位置とか。
- ・ 自分が意見をもらいたい点を言う。

(2) 他の教生から見た質問・意見・感想

- ・ 「授業を見せていただき勉強になりました。」という謙虚な姿勢で発言する。
- ・ できるだけよかったところを言う。
- ・ 悪かった点については、代案を添えて述べるようにする。
- ・ 見せていただいたのだから、全員が必ず一言は言うようにする。見て言わないのは失礼。

4-3. 授業を見るときの観点例（以下のことについて少しずつできるようにしましょう。）

（1）学習の準備のさせ方はよかったか

- ・ 体育の跳び箱のときなど、場の準備をてきぱきとできるように指示をしたか。
平面図を用意して書いておき示す。

（2）課題は児童に伝わったか

- ・ 導入は児童の意欲を喚起させるものだったか。
導入ではものを使うと児童が注目しやすくなる。写真や絵を見せたり、実物をもってきたりして、集中させるとよい。
- ・ 課題の発問は、児童に伝わる発問だったか。
児童がわからなかった場合、同じ内容でかみ砕いて言い換えたか。
- ・ 課題を板書をして、意識づけたか。板書するタイミングはどうか。
- ・ プリントや教具を配るタイミングはよかったか。
プリントを課題提示の前に配ると、児童がプリントに集中してしまい、教師に意識がいなくなり、課題をうまく伝えられないことがよくある。

（3）自力解決時の指導はよかったか

- ・ 課題に手がつけられない子を個別に対応したか。
- ・ 早く終わった（課題を達成した）子が遊んでいなかったか。

（4）話し合いのさせ方はよかったか

- ・ 自力解決から話し合いにはいるとき、スムーズだったか。
何人ぐらい自力解決したら話し合いに入るのか。
全員自力解決できるのを待っていたら時間がいくらあっても足りない。
全員できることを目指すならそれだけ支援していたか。
体育など、集合が素早くできたか。
あらかじめ、自力解決後、笛が鳴ったらどこに集まるか伝えておくとうい。
- ・ 児童の声が聞こえなかった場合、教師はどうか。
近くによって聞くのはだめ。
周りの児童を静かにさせ、その子の発言に集中させるようにする。
- ・ 児童がつたない、内容がよくわからない発言をしたとき、教師はどうか。
無視するのはだめ。
教師が自分なりにわかったことをその子に返し、あっているか聞いたか。
または、他の子で、その子の発言を理解している子に言い換えさせたか。
- ・ 話し合いの論点がずれないように、司会の役目を果たしたか。
ある子の解決について意見を聞いているのに、また別な解決を発表する子がいる。
最初の子の解決について話し合いの結論がでないうで終わってしまう。
- ・ 話し合いでいろいろな意見が出たとき、それぞれの意見を分類して論点を整理したか。

(5) 授業時間内に、まとめまでできたか

- ・ 休み時間もやっている、よほどおもしろいことでない限り意欲はガクンと減退する。

(6) 板書はきれいにまとまったか

- ・ 1 時間 1 板書で、授業が終わったときにこの時間何をしたのかわかるように板書する。
- ・ 最低「学習課題」「本時のまとめ」は板書したか。
- ・ 板書の時の大きさ。
- ・ きたなくても、ていねいな字で。
- ・ 漢字など字の筆順。
- ・ 習っていない漢字は使わない。
- ・ 色チョークは効果的に使う。本当に大事なときだけ。目立つのは黄色、次に赤。
- ・ 板書しているときの姿勢。書いた字が児童に見えるように、しゃがんで書く。
- ・ 板書した後、立つ位置。板書を見る児童のじゃまにならない。

授業を見るポイント（例）

- ・ 児童は意欲的に解決していたか。それはなぜか。
何がよかったか。悪かったか。悪かったとすればどうすればよかったか。
- ・ 授業の導入や話し合いのとき、教師の発言（発問）でキーとなるものは何か。
効果的だったか。効果的でなかったとすればどうすればよかったか。
- ・ 授業の導入や話し合いのとき、児童の発言でキーとなるものは何か。
- ・ 自力解決のとき、1 人の児童の解決の仕方をじっくり観察する。その子に対して、
どのような助言・援助をすればよいか。
- ・ 予想のつかなかった児童の解決は何か。それに対してどのように対処すればよいか。
- ・ 本時のねらいは適切だったか。本時の授業によって、児童は何を学んだのか。

5. 日誌の書き方とその事例

(1) 日誌をなぜ書くか？

一般に言う「教育実習」は、別名、「教育実地研究」とも言う。「研究」と位置づけるのは、「この期間に体験することや学ぶことの一つ一つについて、視点を持って考え、深めて、あとで役に立つように自分としての見解や考えをまとめあげておくものである」といった意味がある。もう少しかみ砕いて言うと、「実習中に起こる学ぶべきチャンスを逃さず、価値ある実習にせよ！」と言ってもよい。

教育実習中は、たくさんの児童とふれあい、教員からアドバイスをもらい、同じ実習生の仲間同士でもたくさん語り合うことになる。とても忙しく、いろいろなことがあつという間に降りかかってくるように感じられるが、そのときの意識の持ち方で、その実習の価値がまったく変わってくる。

「なんとなく学校にきて教師のようなことをやってみた」というような意識では、実習中に起こるいろいろな学ぶべきチャンスを見逃してしまうことになる。機会を逃さず、その一つ一つについて、観察したり、教員と話したり、実習の仲間と語り合ったりして、学んでいてほしいと考える。

実習日誌は日記や感想文ではない。実習の中でいろいろな発見をし、感じることもある。そのことをしっかりと理論づけて自分の考えをもつということが大切なのである。

このことは、皆さんが教員になったときに、必ず役に立つことと思う。もし教員にならなくても、人間は教育には何かしら関わって生きていくことになる。そのことについて考える大切な糧となることであろう。しっかりと記述として残しておくことが今後の人生においてとても大切なことになる。その意味でもしっかりと日誌を残しておくことがとても重要である。

(2) 日誌の書き方、書くときのポイント

① 視点を持って、焦点化して書くこと。

これは日誌であって「日記」や「感想文」ではない。その日の出来事を満遍なく書き残したり、感情の入りすぎた手紙文を書くようなものではない。

一日のなかに、何か考えるべき視点があるはずである。その日の活動の中で最も印象に残ったこと、自分の課題や関心と関わっていること等から、焦点化して、テーマをもって考察し記述するようにする。焦点は狭いほど詳しく深く考察することができる。児童とのふれあいや、実際に授業を行ってみてなど、考えを深め、明日の活動の課題を自らが見つけていくようにする。

② 具体的に書くこと。その日の内に書くこと。

観察、指導したこと、そして感じたこと、考えたことなどを具体的に記述する。時には具体的に児童の名前がでてくるくらいがよい。

抽象的、概念的なことだけをいくら書いても明日の実習の活動にはつながらない。あの場面では、どんな方法をとって失敗したのか、原因は何だったのか、どのような手だてが考えられたのかなど事実を具体的に記録し、考察や感想といった自分の考えを率直に記述していくことが大切である。その意味でも、事実をよく覚えているその日の内に書いた方がよい。ためると後が大変になる。

③ 丁寧で誠意ある記述を心がけること

貴重な実践記録であるとともに、近い将来児童を指導する立場にある実習生の皆さんの教師としての資質を磨く場でもある。内容面での吟味とともに、表現方法、すなわち分かりやすい表現と誤字脱字についても配慮してほしい。「書は人なり」とも言う。人間は書くことによって自分の考えを整理し、まとめ、そして深くする。そのことにより、自分自身を前進させることができる。文章の上手下手ではなく、誠意のある日誌にする。

書き終えたら、もう一度読み返し記載事項の確認をすることも、自分の書いた文章に責任を持つという重要な意味を持っている。

◇ 先輩の実習日誌から ◇

※は指導教員のコメント

1 「一人ひとりに応じる ～初めての授業」(A生)

まず、一番うまくいかなかったと思うのは、ビニールシートを使って、各自自由に雲の写真から想像して書いてもらうという作業である。この作業では、早い子はあっという間に書いてしまって物足りなさそうにしている一方で、なかなか想像が膨らまず、ほとんど手を動かせていない子もいた。早く終わってしまった子の中には出歩いてしまう子も多く、作業中は学級全体が騒がしい雰囲気になってしまった。その雰囲気が一生懸命想像を膨らませようとしている子ども達を邪魔してしまっていたように思う。子ども達を作業に集中させるのがこんなにも困難なことだとは思わなかった。この他にも、失敗してしまったから書き直したいという子、書いたものを消すために水道に行ってしまう子、何度も呼んで自分の作品を見せようとしてくれる子等、その一つひとつにうまく対応することができず、あたふたしてしまった。

※「思い浮かばない!」と言っていた子どもが、この単元を通して「くじらぐも」の世界への想像をふくらませていくのか。挑戦していきましょう。N君他には、周囲の雰囲気にも気を遣うように、指導を重ねたいです。

2 「子どもの発言を黒板に書く ～初めての授業」(B生)

何度も家でイメージしながら練習した授業。私のやりたかったことは、とりあえず全部できたのですが、予想していなかったところでの反省点は多々ありました。特に、黒板に子ども達の感想を書く際、端的に、丁寧に書くことや、スピードを保つことばかりを意識してしまい、他のことに全く頭が回らなくなってしまいました。黒板の方を向いていると、子どもの姿が見えないために不安になり、子どもの方へ向き直ると、次にどう黒板に書くのかを考えてしまうといった繰り返しで、先生に言っていただいた返し方についての他、発言者以外の子どもの反応や、Sさん、Rさんの様子等には全く気づきませんでした。

また、班長さんがノートを回収している時、I君が私の所へ来て、「ぞうのところでもう一個あったんだけど、ノートをもってっちゃって書けなかった。」と言い、心に残ったことを追加で述べてくれました。机間指導の際、白紙でいたI君に「どの動物が一番面白かった?」という質問をしたこともあって、積極的に話しに来てくれたことが大変うれしかったです。

※I君の姿、うれしいですね。あなたの言葉によって、お話に立ち返り、想像をふくらませたのでしょう。一人ひとりの発言のどの言葉こそ、黒板に書いてあげるか。教師が「よく聴く」ことが求められます。そして、この言葉が授業のどこにつながっていくのかについても考えながら…。次回も、挑戦してってください。

3 「学習指導案をつくる」(C生)

初めは、指導案なんて本当に自分に書けるのか。指導案は面倒だというふうに考えていました。「主発問が大切だ」ということは、今までに何度も授業の中で聞いてきたことではありましたが、自分の中で現実味がありませんでした。また、一つの授業にたった一つしかねらいがないなんて、少なすぎるとも思っていました。しかし、実際に子ども達とふれあい、授業をしていく中で、一つの授業で一つのねらいをもつことの大切さを感じ、そのねらいを達成するための主発問をいかにその子ども達に適したものにすることを考えるようになりました。

指導案を書くときも、初めは予想される子どもの反応なんてわからないと思っていたのに、最後の方は「あの子には、こんなことを言ってほしいな」、「この子はどんなふうに考えるかな」というように想像が膨らみ、指導案を作ることが初めの頃のように面倒なことではなくなっていました。

◇ 教育実地研究Ⅰにおける自分の研究テーマは？

～出口レポートより～ ◇

4 「一人ひとりが主役になるチャンス」(C生)

最後にやった授業は、第1回目のSさんの感想から授業の問題を見つけた。私が問題提起した時のSさんの顔が、忘れられない。また、この活動とは別のところでR君が興味を持った白クマを扱うことから、普段あまり前に出ないR君が活発になれた授業だったと思っている。このようにクラスの一人ひとりが主役になるチャンスを作れるような授業をしていきたい。そしてそれによって、一人ひとりが自分に自信をもって学習や遊びの場で伸び伸びと自分らしく成長してほしいと、改めて強く思った。

5 「本時だからこそ。子どもの意見をどう扱うか」(B生)

・「本時だからこそ」のねらいがあること、そしてそれを達成させる明確な手だてと評価方法があること。具体的な観点の必要性を、附属の実習で大いに感じた。これからも「本時だからこそ」ということを意識して、指導計画を作っていきたい。また、本時だからという意味では、前時とのつながりを次の計画に生かすことも欠かせない。今回の実習でも、個別支援の視点が授業毎に更新されていった。このことから、実施した授業を必ず見直し評価するだけでなく、次につなげることが大切だと感じた。

・子どもの意見や反応を拾いながら進めていける授業。「子どもの相互的な関わりが大切」とした入り口レポートに加え、そのような場をつくるためにも、教師が子どもから出てきた意見をどう拾い、どう扱うかが肝心だということを学んだ。まずは、教師が一人ひとりを受けとめること。これは大きな課題となって残ったが、これから先、努力していきたい。

評価・主な観点の内容（期待したい姿）

I 教材研究

1. 教科書の分析・活用

教科書と、指導書をよく読んで、指導する単元や時間の目標と展開、評価について理解し、それらに基づいて自らの単元や授業を設計し、指導計画や指導案を立案している。

2. 学習指導要領及び学校指導計画等の検討

学習指導案を立案するにあたっては、配当された学校種・教科の学習指導要領を読み、その趣旨を理解し、配当校固有の教育計画や指導計画を検討し、それらが反映されている。

3. 興味・関心に応じた教材の開発・工夫

児童・生徒の興味関心の実態を調べ、先行実践事例を参考にしたり、独自に開発したりして教材を工夫し、児童・生徒が意欲をもって学習に取り組むことができるようにしている。

4. 単元設定理由の明確化

単元設定の理由を学習指導要領の趣旨や配当校の教育計画・指導計画、児童・生徒の実態から具体的に説明し、指導する単元の要点を具体的に設定している。

5. 教科内容に関する専門性

専門とする教科内容について、大学教養課程程度の知識を有し、教材研究において教科の系統性を意識して指導内容をとらえることができる。あるいは、教科内容についての知識理解の不足を自覚し、事前に学習し教材研究に生かそうとする積極的な態度が見られる。

II 指導計画の立案

1. 本時の目標と評価の明確化

本時の目標を児童・生徒の具体的な行動の姿等で表現し、その姿が実現されたかどうか評価する手だてが適切に講じられている。

2. 目標に応じた学習指導過程の構想

学習指導過程を児童・生徒の思考の筋道に即して構想し、具体的な学習活動を重点化しながら設定している。

3. 発問・助言等と反応予想の明確化

主な発問、説明、指示などが学習過程に即して明記されるとともに、発問に対する児童・生徒の反応が正誤を含めて多様に予想され、具体的に書かれている。

4. 資料・教具・機器等の準備、板書計画等の立案

資料・教具・機器等は、使用を想定した試行・検討（予備実施・マイクロティーチング等）を経て、児童・生徒の発達段階や学習指導過程に適したものとなるように準備されている。また、立案した学習指導案には、学習指導過程に即した板書計画等が添付されている。

III 学習指導と評価

1. 音声・言語・文字等の明瞭さ、正確さ

指示したり、語りかけたりする言葉や板書の文字などが明確かつ丁寧で、児童・生徒にわかりやすい。

2. 受容的・応答的な姿勢

児童・生徒の行動と発言をよく見たり聞いたりして、その気持ちや考えに理解を示す表情や言葉を返したり、真意を引き出す問いかけをしたりしている。

3. 児童・生徒の反応への適切な対応

事前に立てた学習指導案の展開と、児童・生徒の反応が違ったり、つまずきが見られたりした場合に、補助発問や資料提示を行いながら、個別指導の場を設ける等の対応をしている。

4. 資料・教具・機器等の活用、効果的な板書

資料、教具、機器等を、児童・生徒の学習状況に応じて適切に活用している。また、事前の計画に基づいて板書を構成し、児童・生徒の意識の喚起や集中に努めている。

5. 授業中および授業後の適切な評価活動

児童・生徒の授業中の様子や集めたノート、ワークシート、作品などを活用しながら、一人ひとりの取り組み方やわかり方、あるいはつまずきの発見とともに、その要因の考察に努めている。

Ⅳ 生活指導と児童・生徒理解

1. 生活場面での児童・生徒との関わり

休み時間や放課後、あるいは昼食や清掃場面などで児童・生徒とともに活動し、人間関係の構築を図りながら、観察・理解を深めている。

2. 学級指導および教室環境への配慮

児童・生徒の生活に見られるよさや問題点について、機会をとらえて（学活における講話や学級日誌のコメント記入等）声をかけたり、問いかけたりしている。また、教室の清掃状況や掲示・物品の整理整頓に気を配り、率先して整えたりしている。

3. 観察に基づく個と集団の課題把握

授業や生活場面における児童・生徒の様子を記録にまとめながら観察して、一人ひとりの問題、学級の課題や人間関係などの把握に努めている。

4. 道徳・特別活動等への参加

道徳の授業準備や実施、あるいは特別活動の場面に積極的に参加して、児童・生徒の学級・学校生活をより広く理解しようとしている。

Ⅴ 勤務態度と実習への意欲

1. 出勤の状況

時刻を守って出勤する。やむを得ず欠勤、遅刻する場合は、事前に連絡する。

2. 指導案・日誌等提出物の提出状況

指導案、日誌等を定められた期日通りに提出する。

3. 協働的な姿勢とコミュニケーション力

教職員・保護者等の学校関係者と、あいさつや応答などの適切なコミュニケーションをとる。実習生仲間と、必要なコミュニケーションをとる。

4. 人権等への配慮と規範意識

児童・生徒、保護者や実習生、教職員に対して、人権に配慮して行動する。学校で説明を受けた約束や社会的なルールを守って行動する。

7. 学校保健について

7-1. 学校保健の目的

学校保健は、「学校における保健教育及び保健管理」（文部科学省設置法）とされており、児童生徒の健康の保持増進を図ること、学校教育活動に必要な健康や安全への配慮をおこなうこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなどを目指して行われる教育活動である¹⁾。

〈学校保健の領域・内容〉

平成29年度学校保健全国連絡協議会（平成30年2月2日）資料から

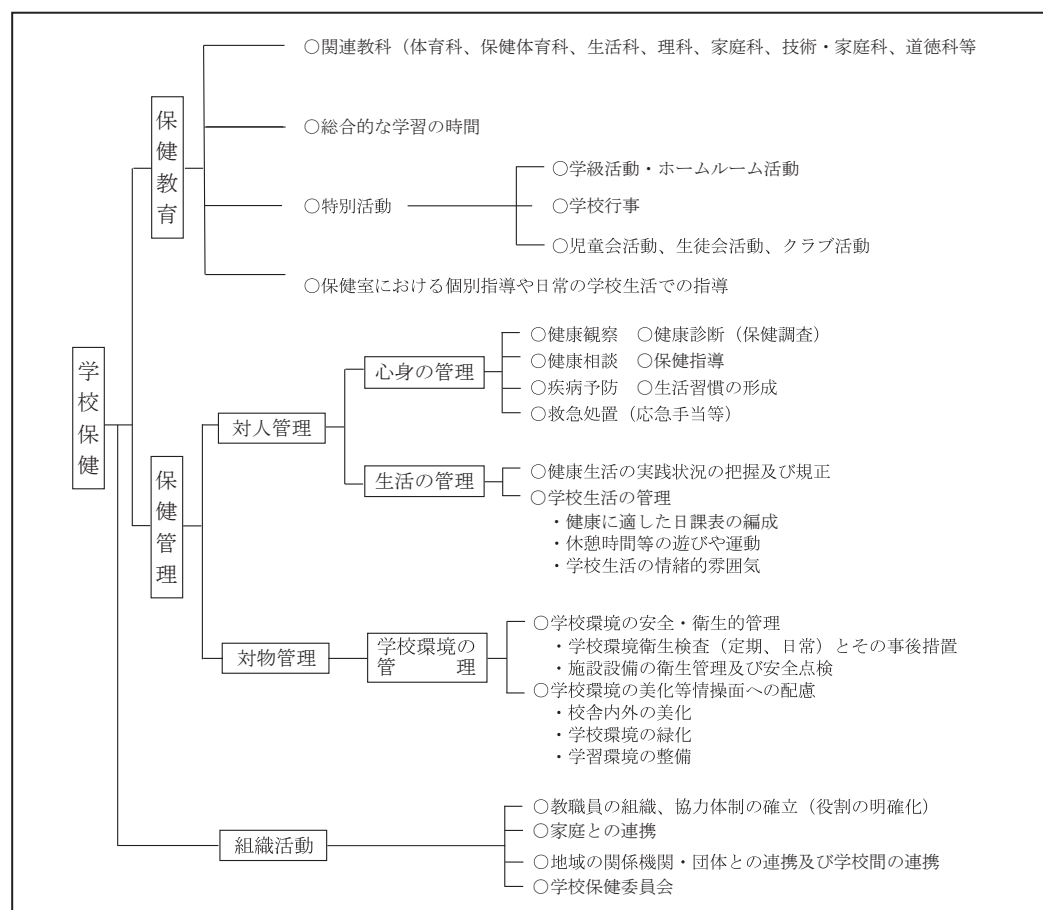


図1 学校保健の仕組み

7-2. 保健教育

学校における保健教育は、児童生徒が健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である¹⁾。保健教育は、体育や保健体育を中心とした関連教科、総合的な学習の時間、特別活動、保健室における個別指導や日常の学校生活での指導など、学校の教育活動全体を通じておこなわれる。

体育・健康に関する指導の一つである保健教育は、当面している健康課題等を児童生徒が適切に判断し、解決できるよう学校教育全体を通じて指導する必要がある。また、当面の課題のうち、児童生徒の共通の課題として指導できるものは集団を対象に、その児童生徒だけの課題として指導した方がよいと思われるものは個別に行う。

各学校においては、総合的な基本計画としての学校保健計画に基づいて保健教育の充実に努めることが大切である¹⁾。

7-3. 保健管理

学校における教育活動の円滑な実施と成果の確保に資することを旨とする保健管理は、教育活動の推進に必要不可欠なものといえる。学校保健安全法には、第1条に「この法律は、学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関して必要な事項を定める」とされているように、学校の管理運営等、健康相談等、健康診断、感染症の予防など保健管理の規定が定められている¹⁾。

(1) 健康観察

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増してきている²⁾。健康観察の目的は、以下のとおりである²⁾。

- ① 子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ② 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ③ 日々の継続的な実施によって、子どもに自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

〈小学校・中学校・高等学校（例）²⁾〉

*子どもがかかりやすい感染症や病気の症状を中心に、観察項目を設定した。

主な観察事項（例）			
欠 席	散発的な欠席、継続的な欠席、欠席する曜日が限定している、登校渋り、理由のはっきりしない欠席 等		
遅 刻	遅刻が多い、理由がはっきりしない遅刻 等		
主な観察事項（例）		推測される主な疾患名	
心 身 の 健 康 状 態	観察項目 (他覚症状)	普段と変わった様子が見られる	
		元気がない	発熱を来す疾患、起立性調節障害 等
		顔色が悪い（赤い、青い）	発熱を来す疾患、起立性調節障害 等
		せきが出ている	上気道炎、気管支炎、肺炎、気管支喘息、百日咳、マイコプラズマ感染症、麻しん（はしか）、心因性咳そう 等
		目が赤い	アレルギー性結膜炎、流行性角結膜炎、咽頭結膜熱（プール熱） 等
		鼻水・鼻づまり	鼻炎、副鼻腔炎、鼻アレルギー、異物等の存在 等
		けがをしている	擦過傷（すり傷）、切創（きり傷）、打撲、火傷 等
		その他	
心 身 の 健 康 状 態	聞き取りや 申告 (自覚症状)	頭痛	頭蓋内の疾患、耳鼻眼の疾患、慢性頭痛、心因性頭痛 等
		腹痛	感染性胃腸炎、腹腔内の疾患、アレルギー性紫斑病、過敏性腸症候群等
		発熱	感冒、インフルエンザ、麻しん（はしか）などの感染症、川崎病、熱中症、心因性発熱等多数
		目がかゆい	結膜炎、アレルギー性結膜疾患 等
		喉（のど）が痛い	咽頭炎、扁桃腺炎、ヘルパンギーナ、溶連菌感染症 等
		ほほやあごが痛い	反復性耳下腺炎、川崎病、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 等
		気分が悪い、重い、吐気（嘔吐）	感染性胃腸炎、起立性調節障害、心因性、嘔吐 等
		体がだるい	発熱をきたす疾患、起立性調節障害 等
		眠い	睡眠障害、起立性調節障害、夜尿症 等
		皮膚がかゆい	アトピー性皮膚炎、じん麻しん 等
		発しん・湿疹	じん麻しん、アレルギー性紫斑病、川崎病、アトピー性皮膚炎、風しん（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、溶連菌感染症、とびひ 等
		息が苦しい	気管支喘息、過換気症候群（過呼吸）、異物等の存在
		関節が痛い	オスグット・シュラッター病、スポーツ障害 等

(2) 健康相談

学校保健安全法第8条には、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする」と示されている。保健指導の前提として行われる健康相談は、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められる¹⁾。

具体的には、次のような対象者が考えられ、年間を見通して、継続的に健康相談を実施することが大切である¹⁾。

- ① 健康診断の結果、継続的な観察指導を必要とする児童生徒等
- ② 日常の健康観察の結果、継続的な健康相談を必要とする児童生徒等
- ③ 病欠欠席がちな児童生徒等
- ④ 心身の異常を自覚して自発的に健康相談の必要を認めた児童生徒等
- ⑤ 保護者の依頼によって健康相談の必要を認めた児童生徒等
- ⑥ 保健室の利用頻度の多い児童生徒等

(3) 健康診断

健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握し、評価を行うとともに、発育・発達や疾病異常に関して健康づくりの課題を明確にするなど重要な意義がある。健康診断は、大別して児童生徒の健康診断、教職員の健康診断、就学時の健康診断がある。

学校行事として学校保健安全法第13条に示されている児童生徒の健康診断を行う場合には、一定の時期に集中的、総合的に行うようにし、その運営についても学校をあげて組織的に行うことによって、その教育的効果を高めるよう配慮することが大切である¹⁾。

(4) 感染症の予防

集団生活を営む場である学校は、感染症の媒介の場となりやすく、いったん発生したときは感染が早く、まん延しやすいため特に注意が必要である。そのため、児童生徒の疾病異常の早期発見・事後措置などの保健管理の活動と保健教育の活動を組織的に推進することが求められる。

また、問題が生じた場合は、速やかに実態を把握するとともに、校長、関係教職員などと緊密に連絡をとり、必要に応じて対策委員会、臨時学校保健委員会など、予防措置の企画や関係機関への連絡・調整に当たることが大切である¹⁾。

〈学校感染症と出席停止の基準〉

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※1	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	※2	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症（※3）	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※1：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

※2：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

※3：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）

(5) 救急処置

救急処置は、学校における保健管理活動の中で重要な仕事であり、全教職員の共通理解の下、役割を分担して行う活動である。問題が発生した場合に、負傷者の生命と安全を最優先に迅速かつ適切に対応することができるように、危機管理マニュアルに基づいた救急処置における校内体制が整備されているか確認し、いざというときに、それが機能するようにしておくことが重要である¹⁾。

また、児童生徒等のアレルギー疾患には、食物アレルギー、アナフィラキシー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎などがあるが、食物アレルギー・アナフィラキシーや気管支ぜん息の症状は特に急速に悪化するものなので、そのことを理解し日頃から緊急時の対応への準備をしておく必要がある。アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃からの準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要である。緊急時に適切な行動ができるようにするため、緊急時対応マニュアルの整備をすること、緊急時にしなければいけないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要である³⁾。

(6) 学校環境衛生

児童生徒の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境をつくりあげることが必要であり、そのための学校環境衛生活動は学校経営においても重要な役割を担っているといえる。

学校環境衛生活動は、全教職員がそれぞれの職務の特性を生かし、校務分掌等に基づき役割を明確にし、学校経営の中で計画的に進めることが大切である¹⁾。

7-4. 学校保健に関する組織活動の推進

学校における保健管理と保健教育が有機的に関連付けられ、その成果を上げるには組織的な活動が必要である。学校保健に関する組織活動がその機能を発揮するには、校内における教職員の協力体制を確立することが必要であり、その効果を高めるために家庭や地域社会との連携が大切である。

学校保健に関する組織活動には、保健部などの学校内における組織活動、家庭、地域社会との連携、学校保健に必要な校内研修などが考えられる。その一つとして、健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である学校保健委員会がある¹⁾。

引 用

- 1) 保健主事のための実務ハンドブック—令和2年度改定—、公益財団法人 日本学校保健会、令和3年3月
- 2) 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応、文部科学省、平成21年3月
- 3) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）、公益財団法人 日本学校保健会、令和2年3月

8. 学校図書館の活用

8-1. 学校図書館を知ろう

学校図書館は、児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。詳しくは、以下のような資料を読んでみましょう。

(1) 学校図書館法

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/011.htm



学校図書館の設置義務を定め、学校教育における役割等について規定した法律。第2条では、学校図書館を次のように定義しています。

【第2条】 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(2) 学校図書館ガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm



(3) ユネスコ学校図書館宣言（1999.11.26）

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~schoolib_v2/uploads/announcement/11415.pdf



8-2. 学校図書館を使おう

(1) 学習指導要領

小学校学習指導要領（平成29年3月公示）の総則には「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善にいかすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」とあり、学校図書館の積極的な活用を勧めています。

(2) まずは学校図書館を覗いてみよう

附属学校の図書館には、常駐の学校司書がいて、児童がのびのびと読書や調べものができる環境を整えています。「図書の時間」を各クラス週一時間取っていることも多く、たくさん利用されています。実習先で実際に足を運んで、小学生の活用の様子を見てみましょう。



附属世田谷小学校メディアルーム

メディアの時間（図書の時間）は、教諭と司書で相談し計画しています。読書に関すること（読み聞かせ・本の紹介・ポップ作成等）や探究活動に必要なこと（問いをたてる・情報を集める・表現する等）を行うようにしています。



附属小金井小学校なでしこ図書館

「図書の時間」を活用して学年・クラスに合った活動（読み聞かせ・ビブリオバトル等）を行っています。ポプラ社の電子書籍サービス「Mottosokka！」を導入しているので、端末を利用した読書も積極的に取り入れています。



附属竹早小中学校メディアセンター

毎週「図書の時間」には、子どもたちは、司書による読み聞かせやブックトークなどを聞いてから、好きな本を選んで読んでいます。中学校と共用の図書館なので、中学生用の本も手に取ることができます。



附属大泉小学校マルチメディア室

令和4年に国際バカロレア（IB）のPYP（初等教育）認定校になりました。「図書の時間」での利用の他、各学年で年間6ユニット「教科の枠を超えたテーマ」のもと行われる「探究プログラム」も積極的に支援しています。

(3) 気軽に、そして早目に

学習指導に関わる活動や読書活動、児童の読書傾向については、各学校それぞれの取り組みを聞かせてもらいましょう。図書の時間の授業観察も積極的行いましょう。

授業で図書資料を使う時は、指導教官の許可を得た上で、計画の段階から学校司書に相談に行きましょう。早くから学校図書館と連携することで、選択肢が広がり、受けられるサービスの量や質もより豊かになります。学校司書は、教員へのサポートも職務の一つと考えています。授業づくりのパートナーとして気軽に声をかけてください。

附属学校間では、相互貸借を行うことで、資料の不足を補っています。

学芸大学総合目録＝GAKUMOPAC（<https://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/gakumopac/>）



は、東京学芸大学附属図書館、附属学校10校の図書館、及び、附属学校近隣の図書館等の蔵書をまとめて検索できる便利なサイトです。学校図書館を使って授業を行いたい場合、どのような資料があるのか事前に知ることができます。

8-3. おわりに（こちらをぜひご活用ください！）

『先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース』



http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/?page_id=13

全国の国公私立学校の教員による学校図書館を活用した実践事例を集めたサイトで、指導案やワークシート、使った本のリストも掲載されています。また、附属学校で教育実習生が学校図書館を活用して授業を行った実践事例も掲載しています。

9. 給食指導

9-1. 学校給食とは

学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

(1) 目的と役割

明治22年（1889年）に山形県鶴岡町の私立忠愛小学校において始まったとされています。この給食は、貧困児を対象に給与され、今日の学校給食の目的とは異なっていますが、教育の中に給食を取り入れた先駆けとして記録されています。

昭和21年12月に発せられた「学校給食実施の普及奨励について」の文部、厚生、農林三省次官通達により、教育活動の一環として位置付けられました。昭和29年には「学校給食法」が制定され、学校給食の法的根拠が明確になり、教育活動として実施されることになりました。平成20年6月に従来からの目標である学校給食の普及充実に加えて、「学校における食育の推進」が新たに規定されました。食育の観点を踏まえ、学校給食の教育的効果を引き出し、学校給食を通じて学校における食育を推進するという趣旨が明確に位置付けられました。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ります。食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができます。

特に給食の時間では、準備から片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができます。栄養バランスを損ねる偏食の是正などは、友人と一緒に食べる給食で克服できる可能性もあります。また、地場産物を活用したり、郷土食や行事食を通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できます。

(2) 学校給食の目標（平成27年改正学校給食法 第2条）

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しく理解に導くこと。

(3) 学校給食の位置付け

学習指導要領においては、特別活動の「学級活動」に「食育の観点を踏まえた学校給食と

望ましい食習慣の形成」について示されています。特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせながら、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動です。

(4) 学校給食の栄養管理

「学校給食実施基準」(学校給食法第8条)の中で示されている「学校給食摂取基準」に基づいて行われています。学校給食摂取基準は、幼児児童生徒の家庭における栄養摂取状況も踏まえて文部科学省が定めています。具体的には、家庭の食事では摂取量が不足していると推測される栄養素について、可能な範囲で、学校給食において多く提供するなどの工夫がされています(表1)。

学級担任には、栄養教諭と連携しながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行うことが求められます。

表1 一日の食事摂取基準に対して学校給食摂取基準が占める割合

1日の必要量の50%	カルシウム
1日の必要量の40%	鉄・マグネシウム・ビタミンA・ビタミンB1・ビタミンB2・食物繊維
1日の必要量の1/3	エネルギー・ビタミンC・亜鉛
1日の必要量の1/3未満	食塩

※1食の摂取エネルギーの13～20%をたんぱく質から、20～30%を脂質から摂取します。

(5) 学校給食の衛生管理

「学校給食衛生管理基準」(学校給食法第9条)に基づいて行われています。給食調理施設での調理工程はもとより、給食室を出てからの学校や教室における衛生管理が極めて重要です。配膳室からワゴンが出てから戻すまでは担任が責任を持って児童や生徒を指導します。

9-2. 学級担任の役割

衛生的な配食や異物混入防止など衛生管理に配慮した給食指導の充実を図ります。給食時間は児童生徒が友達や担任等と和やかに楽しく会食する時間です。食事にふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気ですぐに食事ができるよう、日頃から児童生徒が安心して食べられる食事環境作りに心がけることが大切です。また、食物アレルギーを有する児童生徒への誤配食等が起こらないよう、校内において作成したマニュアル等に沿って適切に対応します。(表2参照)

(1) 給食当番活動

配食を行う児童生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等当番活動が可能であるかを毎日点検します。ウイルス感染期は特に、病気から復帰しても、感染症の原因菌の保菌の可能性がある場合は給食当番を代えるなど、食中毒防止のための対応が必要です。また、配食前、用便後の手洗いを励行させ、清潔な白衣やマスクの着用など衛生的な服装で食器及び食品を扱うように担任が指導します。

表2 学級担任が行う指導の内容（例）

	指 導 の 内 容	
準備	☐ 手洗いの仕方 ☐ 身支度 ☐ 運搬・配膳 ☐ 食器の並べ方	正しい手洗い方法、清潔なハンカチの所持 白衣・帽子・マスクの正しい着用 安全・清潔な運搬・配膳、適切な配食、よい盛り付け 正しい食器、箸の置き方
食事中	☐ 食事への感謝 ☐ よい食べ方 ☐ 食事のマナー	「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ 姿勢、よく噛む、きれいな食べ方、食べる順序 偏食、楽しい雰囲気・話題作り、正しい箸の使い方
後片付け	☐ 決まりを守った片付け ☐ 掃除	安全・清潔な食器の重ね方、食べ残しの処理、協力 食べかすを残さない掃除

食に関する指導の手引き 一第二次改訂版一、2019、(文科省) P223 表1より改変

(2) 給食室との連絡

- ・転入、転校等による食数の変動、行事等による給食停止
- ・児童に適した献立かどうかの判断（味付け、形態、量等）
- ・児童の好みや偏食の様子
- ・食物アレルギーや病気治療による食事制限を有する児童の対応

(3) 家庭との連絡

- ・児童の体調や喫食状況
- ・肥満や痩身に対する協力やアドバイス（個別指導の必要がある場合は養護教諭・栄養教諭と連携）
- ・食物アレルギーや病気治療による食事制限を有する児童の対応

(4) 給食時に発生した嘔吐物の処理

給食時間中、児童生徒が嘔吐した場合は、当該児童生徒を保健室に連れて行くとともに、周囲の児童生徒を可能な限り嘔吐物から遠ざけます。その後、適切に嘔吐物の処理を行います。嘔吐物が食器具に付着した場合は、次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒し、消毒済みであることを明示した上で給食室に返却します。

9-3. 学校給食におけるリスクマネジメント

給食時間に想定されるリスク要因として、食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息等が考えられます。衛生的な環境のもと、児童生徒が楽しく安全に食事ができるよう、学級担任等は事故防止に十分配慮する必要があります。学校給食を原因とするリスクについては、校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが事故の未然防止や適切で迅速な対応につながります。また、幼稚園における給食の実施についても、同様に取り組むことが重要です。

(1) 食中毒の防止

近年は、ウイルス性の食中毒が季節を問わず発生しています。他にもノロウイルスに代表される「人を介して感染が拡大するおそれのあるウイルス」に感染する危険があることから、教室等での給食当番活動等における衛生管理について注意が必要です。食中毒及び感染症の拡大防止策は共通です。

(2) 異物混入の防止

毛髪、昆虫、プラスチック片、金属片などの異物混入事案が発生しています。調理工程での混入だけでなく教室等での混入の可能性も想定し、未然に異物の混入を防止する手立てを講じます。そのために、喫食現場の清掃、給食当番の身支度、手洗いなどを指導します。

(3) 食物アレルギー対応

基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも安全性を最優先し、組織的に対応することが不可欠です。学級担任を始め、全教職員は、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立って対応するとともに、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急対応などを行うことが求められます。担任は保護者に医師の診断書に基づいた児童生徒のアレルギー食材の把握や、給食の献立の内容を共有し事故を未然に防ぐ努力をします。

(4) 窒息事故防止

過去には、パンの早食いや、白玉団子やプラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生しています。特に、水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いためよく噛んで食べるよう十分な指導が必要です。また、担任は喉に詰まらせたのがわかった時点で、急いで以下の対応をして吐き出させます。



図1 背部叩打法^{こうだ}

立て膝で太ももがうつぶせにした子供のみぞおちを圧迫するようにして、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩きます。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減します。



図2 腹部突き上げ法

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上下へ圧迫します。

9-4. 食に関する指導について

平成17(2005)年に「食育基本法」(農水省・文科省・厚労省)が施行されました。本法律の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎と

なるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」と規定し、特に子供に対する食育を重視し、学校現場での対応も求められています。平成20年に改正された学校給食法第一条に学校における食育の推進が規定されました。また、学習指導要領の総則でも食育の重要性と学校をあげた取り組みが書かれています。

(1) 学校現場での食に関する指導の目標

- ・食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする【知識・技能】
- ・食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う【思考力・判断力・表現力等】
- ・主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う【学びに向かう力・人間性等】

(2) 具体的に示された食育の視点

文科省から「食に関する指導の手引き」（現在は第二次改訂版，2019年3月）が制定され、それに基づき「食に関する指導の全体計画」を学校で作成し、表3にあるような食育の視点で系統的な学習を行います。「教科等における指導の目標」を曖昧にせずに食に関する指導がさらに、実践しやすいように「食育の視点」が示されています。

表3 食育の視点

食事の重要性	心身の健康	食品選択能力	感謝の心	社会性	食文化
○食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。	○心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。	○正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。	○食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。	○食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。	○各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

食に関する指導の手引き ―第二次改訂版―、2019、(文科省) P16 及び P21 資料6より改変

(3) 学習指導要領における食育の推進

第1章総則の(3)には、「特に、学校における食育の推進並びに体力向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康保持に関する指導については、体育科、家庭科、特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うように努めること…」とあり、学校の教育活動全体を通じて食に関する指導を行うことが望ましいとされています。

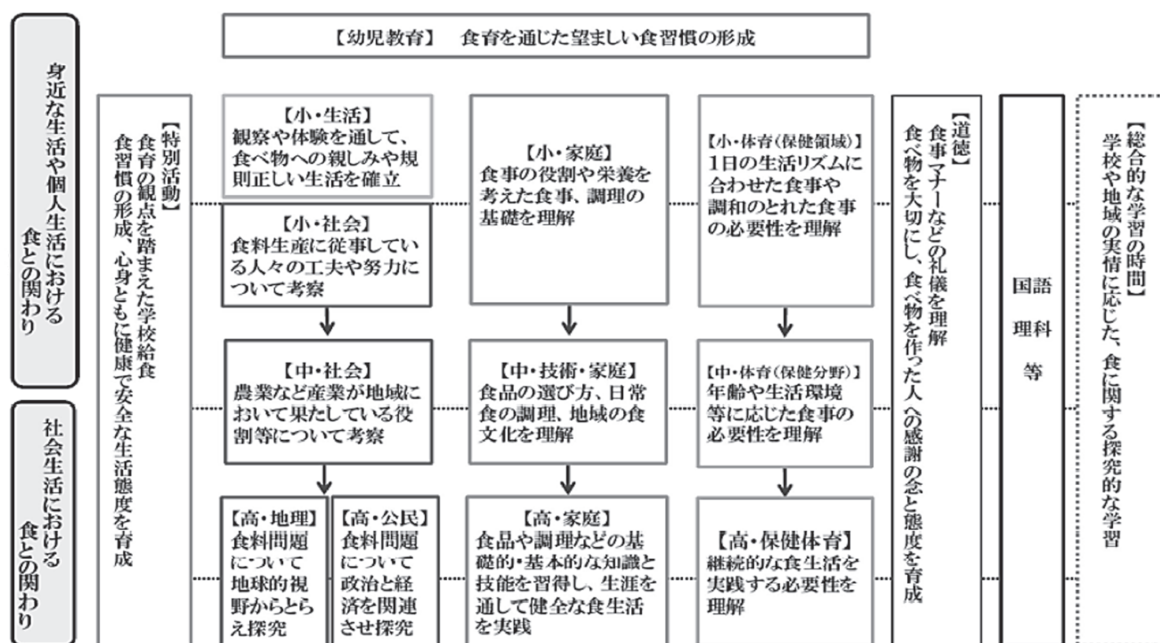
(4) 教育活動全般における食育の位置付け

食に関する指導は、学校教育活動全体の中で、継続的かつ体系的に推進することによって、効果があげられます。特に、関連している教科や領域など（社会・理科・生活・家庭・保健体育・道徳・総合的な時間・特別活動・外国語活動など）、様々な面で食に関する指導と関連づけて指導していくことにより、食育の充実につながります。給食のこと、食材のこと一つを子どもたちとの時間に材として取り上げることだけでも食育となります。学級担任と栄養教諭が関係を取り『食育』のハードルを上げずに取り組んで行くことが求められています。

これらの取り組みは、学校評価の一環として学校単位、年度末に取りまとめを行っています。成果指標としては、児童生徒の肥満度や健康診断の結果、生活習慣病の予備軍の変化や、体力向上、生活習慣の改善、児童生徒の意識変化などがあります。

食育に関するイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成



【参考資料】食に関する指導の手引—第二次改訂版— 文部科学省 2019年3月 P.13

各附属学校の栄養教諭から一言

世田谷小…子どもたちも私たち教師も給食を通して食の有り難みや在り方を考えましょう。

それにはまず給食時間にふさわしい教室環境を整えることが第一です。

小金井小…学校給食は児童全員が同じものを食べる共通性がある食事です。是非、学校給食を教材にした授業も考えてみてください。給食の内容や指導についてわからないことは、指導教員や栄養教諭等に相談しましょう。

竹早小…食べることは生きることです。毎日選択してきた食事から、未来の自分の体がつくられます。「食育」を自分事としてとらえつつ、給食等を通して児童・生徒にも伝えていけると素敵ですね。

大泉小…給食指導には、児童・生徒の規範意識を高め、学級経営にも活かせるポイントがあります。また、各教科の授業においても、給食を教材にすることは効果的です。給食は、楽しい時間だけではなく、授業時間なのです。

Ⅲ 附属幼稚園、特別支援学校における教育実習

1. 附属幼稚園における教育実習の概要

(1) はじめに

幼稚園教育実習の3年次教育実習Ⅰは、附属幼稚園で行います。実習内容は、大学教員と附属幼稚園教員によって研究されたプログラムに基づくものとなります。

幼児の発達の特徴から、幼稚園の生活は小学校以上の生活とは大きく異なり、時間割で区切ることができません。従って、幼稚園での教育実習では、区切られた授業時間ではなく、登園から降園まで、すべての時間が対象となります（食事や排泄などの生活の場面、主体的な遊び、学年・学級で取り組む活動の場面など）。自分で計画を立てて実践する時間は、3週間の中で段階的に長くなりますが、担当する時間以外も、ほとんどT・Tとして幼児にかかわります。このように、幼稚園での生活全般にわたって幼児教育についての理解を深め、実践的に学ぶことが、附属幼稚園教育実習の特徴です。

(2) 3年次教育実習Ⅰの内容

① 事前指導

- ・ 現職教員による講義
- ・ 実習園舎での幼児の観察及び観察記録作成や検討
- ・ 大学教員との面談

② 実習オリエンテーション

- ・ 配当学級での保育参加

③ 本実習期間（3週間）

＜3週間の主な内容＞

1 週目：部分保育（約20分）3回／遊びの記録5日間 … 資料1

2 週目：教員研究保育参観及び協議会／半日保育（2時間強）1回

3 週目：研究保育（4時間半）及び協議会1回 … 資料2

○初日と全体会及び各協議会は、実習生と全幼稚園教員、大学教員が参加。

④ 事後指導

- ・ 自己評価表をもとにした附属幼稚園教員と大学教員それぞれとの面談。



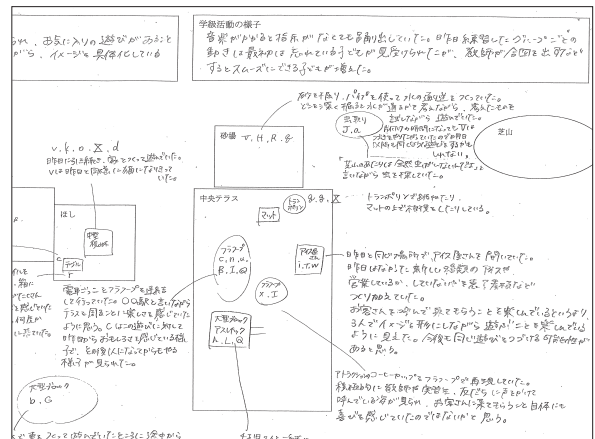
(3) 教育実習とその前後における附属幼稚園とのかかわり … 資料3

附属幼稚園は、特定の時期を除いて、基本的にはいつでも保育の参観が可能です。そのため、実習以前に実習園舎の様子を知ったり幼児と触れ合ったりする経験ができます。また、実習以後にも園を訪問することで幼児の発達の姿や進級後の姿を感じることができます。このように、たびたび現場にかかわることで、卒業論文のテーマが決まったり、観察を行いながら研究を進めたりする学生も少なくありません。

《参考資料》

資料1：遊びの記録用紙〔マップ型記録〕

- ・ 配当学級の幼児が、どこで、誰と、何をしていたかを記入する。
- ・ この記録を元に、幼児の人間関係や経験している内容、自分（実習生）が行った援助とその意味を指導教員や実習生同士で話し合い、幼児の姿のとらえや保育の意図について理解を深める。



資料2：研究保育指導計画

- ・ 登園から降園までの1日の流れを計画する。（A4 3枚）

○歳児学年 研究保育指導計画

月日： 年 月 日（ ）

在籍：男児 名 女児 名 計 名

指導者：○○○○

1. 最近の幼児の実態

○ 遊び

○ 人間関係

○ 生活

2. ねらい及び内容

3. 予想される活動と環境の構成

時間	予想される活動	環境の構成

資料3：学生と附属幼稚園とのかかわり

- ・ 1年次には環境整備を通して保育の現場に触れることをスタートとする。
- ・ 2年次からは、3年次の実習に向けて観察や行事への参加機会を増やしていく。
- ・ 3年次実習以降では、幼児へのかかわりが更に深まって行くような機会にする。

	1年生	2年生	3年生	4年生
環境整備	随時 6月 プール組立			
観 察	随時：自主観察	随時：自主観察	随時：自主観察	随時：自主観察 卒論観察
行事や活動の手伝い	7月 夏季保育	7月 夏季保育	7月 夏季保育	7月 夏季保育
保育の補助			10月 運動会	4月 入園当初 10月 園外保育
附属幼稚園をフィールドにした大学の授業	幼児教育コース 入門セミナー	保育内容総論	6月 観察実習 9月～10月 教育実習Ⅰ	
その他			研究協議会	研究協議会

2. 特別支援学校における教育実習の概要

(1) 教育実習の意義

- ① 特別支援教育に対する心構えや幼児・児童・生徒に対する理解を深めることができる。
- ② 教職と自己に対する認識を深め、教職志望者としての自覚と、教職者として今後努力すべき資質形成の方向を明確にすることができる。
- ③ 具体的総合的な学習体験を通して、生きた教育現場への問題意識と解決への洞察力を得て、今後の学習や研究の方向を確かなものにすることができる。

(2) 教育実習の具体目標

- ① 幼児・児童・生徒の発達段階に応じた要求や特性をとらえ、それらに応じた適切な指導ができるように努力しながら幼児・児童・生徒への理解と愛情を深める。
- ② 教育現場での直接体験を通して、教育の社会的役割と意義への理解を深め、教職志望者としての自覚と意欲を高める。
- ③ 幼児・児童・生徒ならびに教育現場に起こる諸現象を的確に捉え、学部で涵養した知性や独創性を遺憾なく発揮して協力し、解決に当たれるような実践力と基本的態度を確立する。

(3) 年間の教育実習日程と内容

1) 日程

課 程	実 習 先	学 年	時 期	期 間
C類各コース（必修）	附属特、協力特	3	2月	3週間
特別支援教育特別専攻科（必修）	附属特、協力特	—	9月	3週間
A・B類・特別支援学校免許状取得希望者（選択）	附属特、協力特	4	9月	2週間

2) 内容

- ① 幼児・児童・生徒の指導に関する基礎的な知識や技能を修得する …第1週～2週
- ② 担当する幼児・児童・生徒の発達傾向や行動特徴等について観察する …第1週～2週
- ③ 本児の目標に沿って授業を行い、授業後に反省、授業研究を行う …第2週～3週
- ④ 研究授業を行い、教育実習の成果をまとめる …第2週～3週

3) オリエンテーション

課 程	実 習 先	時 期
C類各コース（必修）	附属特、協力特	1月
特別支援教育特別専攻科（必修）	附属特、協力特	6月頃
A・B類・特別支援学校免許状取得希望者（選択）	附属特、協力特	6月頃

○内容 実習校教育の概要、実習の要領・心得、配属学級について、校内参観等

4) プレ実習

特別支援学校での教育実習を行うにあたっては、事前に幼児・児童・生徒の実態等を把握しておく必要がある。そこで、附属特別支援学校では、事前にプレ実習を行っている。

必修実習の主な日程と実習内容は以下の通りである（ただし具体的なスケジュールは当該年度に指示する）。

期 間	実習内容等	備 考
5月下旬～中旬	各学部観察実習	幼稚部、小学部、中学部、高等部の各学部を観察
5月～10月	観察実習	全校行事の様子等を観察
5月中旬～下旬	配属希望提出	
6月上旬	配属決定	
6月上旬～2月上旬	プレ実習	3回程度、配属学級の授業に参加
		教員の示範授業を参観
		指導略案の作成、提出、関連する指導
1月中旬	オリエンテーション	

また、AB類生選択実習も4年次春学期に同様のプレ実習、オリエンテーションが予定されている。

(4) 特別支援学校教育の特徴

① 教育課程

特別支援学校には知的障害児対象、肢体不自由児対象、病弱児対象等、計5領域がある。各特別支援学校では小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために、幼児・児童・生徒の障害特性に応じて手厚くきめ細かな指導を行っている。

教育課程は各教科、特別の教科道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間（知的障害特別支援学校では中学部以上）で編成されている（幼稚部は幼稚園に準ずる教育と自立活動）。授業は各教科ごとに単独で行われるほか、各教科や特別活動などの領域を合わせて行うことも認められている（日常生活の指導、生活単元学習、作業学習など）。

② 授業の形態

特別支援学校では各学級および作業学習の活動班などにおいて、複数の教員が関って指導が行われる。このため、教員同士が連携し、効果的に授業が展開できるような工夫、たとえば授業の中心となる教員は、事前に授業の意図や進め方を同僚の教員に説明し、互いに役割を確認しておくことが必要である。他方、ことばや数の学習等、子どもの状態に合わせてじっくり取り組ませたい課題に対しては、個別指導という授業形態もある。

学習指導案を作成する際は、子どもたちの個人目標や個別的な配慮事項に留意する必要がある。

③ 本学附属特別支援学校

本学附属特別支援学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部の4学部が設置されており、4歳から18歳までの幼児・児童・生徒が学んでいる。ここでは、子ども一人ひとりに個別教育計画を作成している。個別教育計画は個別の指導計画および、その作成や実施、指導のための手順や仕組みのことを総称したものであり、子ども一人ひとりの教育的なニーズをとらえ、適切な教育的対応をしていくという考えに立っている。したがって、子どもの生活を中心に据え、保護者や本人の要望を十分に聞いて作成する仕組みになっている。

3. 学校保健について

3-1. 学校保健の目的

学校保健は、「学校における保健教育及び保健管理」（文部科学省設置法）とされており、児童生徒の健康の保持増進を図ること、学校教育活動に必要な健康や安全への配慮をおこなうこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなどを目指して行われる教育活動である¹⁾。

〈学校保健の領域・内容〉

平成 29 年度学校保健全国連絡協議会（平成 30 年 2 月 2 日）資料から

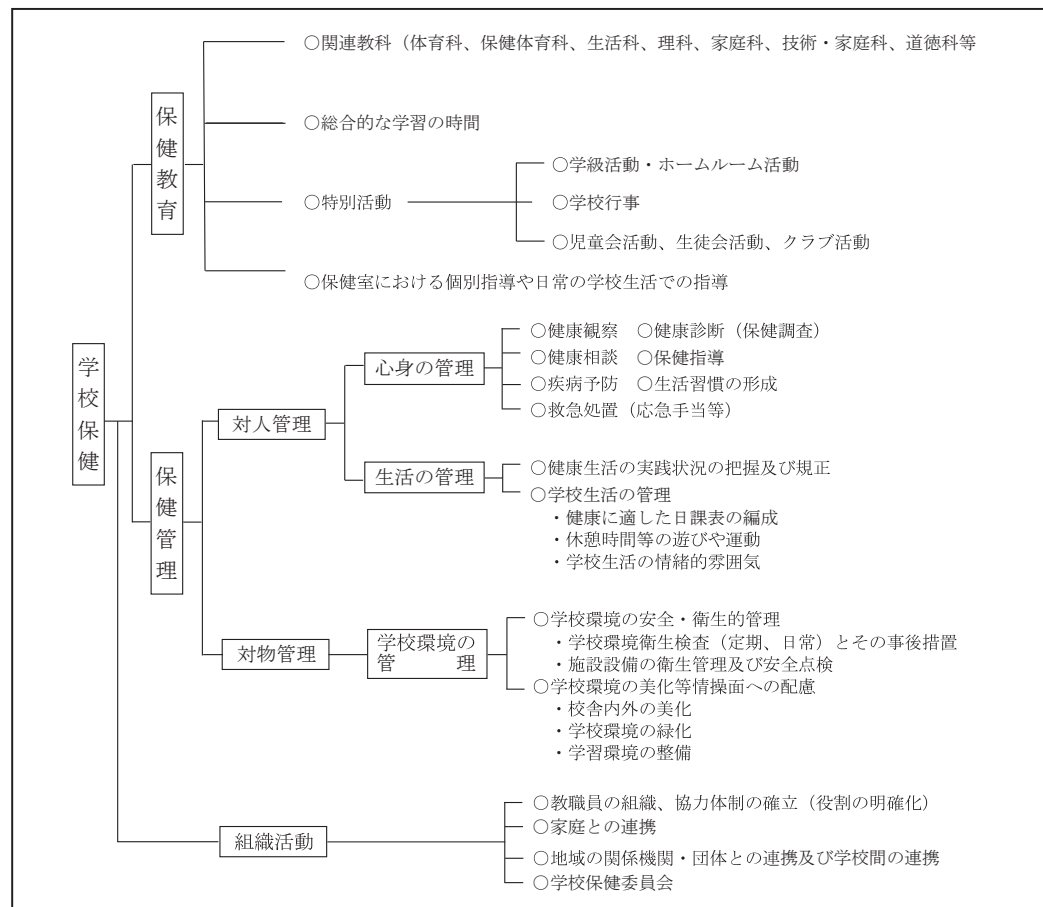


図1 学校保健の仕組み

3-2. 保健教育

学校における保健教育は、児童生徒が健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である¹⁾。保健教育は、体育や保健体育を中心とした関連教科、総合的な学習の時間、特別活動、保健室における個別指導や日常の学校生活での指導など、学校の教育活動全体を通じておこなわれる。

体育・健康に関する指導の一つである保健教育は、当面している健康課題等を児童生徒が適切に判断し、解決できるよう学校教育全体を通じて指導する必要がある。また、当面の課題のうち、児童生徒の共通の課題として指導できるものは集団を対象に、その児童生徒だけの課題として指導した方がよいと思われるものは個別に行う。

各学校においては、総合的な基本計画としての学校保健計画に基づいて保健教育の充実に努めることが大切である¹⁾。

3-3. 保健管理

学校における教育活動の円滑な実施と成果の確保に資することを旨とする保健管理は、教育活動の推進に必要不可欠なものといえる。学校保健安全法には、第1条に「この法律は、学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関して必要な事項を定める」とされているように、学校の管理運営等、健康相談等、健康診断、感染症の予防など保健管理の規定が定められている¹⁾。

(1) 健康観察

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増してきている²⁾。

健康観察の目的は、以下のとおりである²⁾。

- ① 子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ② 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ③ 日々の継続的な実施によって、子どもに自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

〈特別支援学校における健康観察項目（例）²⁾〉

特別支援学校における健康観察は、小学校・中学校等における健康観察項目のほかに障害等の特性等を踏まえた項目を加え、子どもの実態に応じて作成することが重要である。その際、必要に応じて保護者から家庭での様子を聞くことも大切である。

特別支援学校の観察項目（例）	視線がいつもより合いにくい	+	保護者からの聞き取り事項（例）	睡眠時間
	座り込む回数が多い			朝食の食べ具合
	四肢の動きがぎこちない			
	よだれ（唾液）が多い			発作の回数
	状況に合わない大声を発することが多い			
	手足が冷たい			排便・排尿のリズム
	手足が熱い			
	言葉掛けに対して反応がない			
	言葉掛けに過剰に反応する			
	顔色が赤い			
	顔色に血の気がない			
	唇の色が紫（軽いチアノーゼ）			

(2) 健康相談

学校保健安全法第8条には、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする」と示されている。保健指導の前提として行われる健康相談は、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められる¹⁾。

具体的には、次のような対象者が考えられ、年間を見通して、継続的に健康相談を実施することが大切である¹⁾。

- ① 健康診断の結果、継続的な観察指導を必要とする児童生徒等
- ② 日常の健康観察の結果、継続的な健康相談を必要とする児童生徒等
- ③ 病気欠席がちな児童生徒等
- ④ 心身の異常を自覚して自発的に健康相談の必要を認めた児童生徒等
- ⑤ 保護者の依頼によって健康相談の必要を認めた児童生徒等
- ⑥ 保健室の利用頻度の多い児童生徒等

(3) 健康診断

健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握し、評価を行うとともに、発育・発達や疾病異常に関して健康づくりの課題を明確にするなど重要な意義がある。健康診断は、大別して児童生徒の健康診断、教職員の健康診断、就学時の健康診断がある。

学校行事として学校保健安全法第13条に示されている児童生徒の健康診断を行う場合には、一定の時期に集中的、総合的に行うようにし、その運営についても学校をあげて組織的に行うことによって、その教育的効果を高めるよう配慮することが大切である¹⁾。

(4) 感染症の予防

集団生活を営む場である学校は、感染症の媒介の場となりやすく、いったん発生したときは感染が早く、まん延しやすいため特に注意が必要である。そのため、児童生徒の疾病異常の早期発見・事後措置などの保健管理の活動と保健教育の活動を組織的に推進することが求められる。

また、問題が生じた場合は、速やかに実態を把握するとともに、校長、関係教職員などと緊密に連絡を取り、必要に応じて対策委員会、臨時学校保健委員会など、予防措置の企画や関係機関への連絡・調整に当たることが大切である¹⁾。

〈学校感染症と出席停止の基準〉

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※1	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	※2	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症（※3）	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※1：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

※2：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

※3：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）

(5) 救急処置

救急処置は、学校における保健管理活動の中で重要な仕事であり、全教職員の共通理解の下、役割を分担して行う活動である。問題が発生した場合に、負傷者の生命と安全を最優先に迅速かつ適切に対応することができるように、危機管理マニュアルに基づいた救急処置における校内体制が整備されているか確認し、いざというときに、それが機能するようにしておくことが重要である¹⁾。

また、児童生徒等のアレルギー疾患には、食物アレルギー、アナフィラキシー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎などがあるが、食物アレルギー・アナフィラキシーや気管支ぜん息の症状は特に急速に悪化するものなので、そのことを理解し日頃から緊急時の対応への準備をしておく必要がある。アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃からの準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要である。緊急時に適切な行動ができるようにするため、緊急時対応マニュアルの整備をすること、緊急時にしなければいけないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要である³⁾。

(6) 学校環境衛生

児童生徒の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境をつくりあげることが必要であり、そのための学校環境衛生活動は学校経営においても重要な役割を担っているといえる。

学校環境衛生活動は、全教職員がそれぞれの職務の特性を生かし、校務分掌等に基づき役割を明確にし、学校経営の中で計画的に進めることが大切である¹⁾。

3-4. 学校保健に関する組織活動の推進

学校における保健管理と保健教育が有機的に関連付けられ、その成果を上げるには組織的な活動が必要である。学校保健に関する組織活動がその機能を発揮するには、校内における教職員の協力体制を確立することが必要であり、その効果を高めるために家庭や地域社会との連携が大切である。

学校保健に関する組織活動には、保健部などの学校内における組織活動、家庭、地域社会との連携、学校保健に必要な校内研修などが考えられる。その一つとして、健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である学校保健委員会がある¹⁾。

引 用

- 1) 保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改定一、公益財団法人 日本学校保健会、令和3年3月
- 2) 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応、文部科学省、平成21年3月
- 3) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）、公益財団法人 日本学校保健会、令和2年3月

4. 特別支援学校の給食指導

4-1. 学校給食とは

学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

(1) 目的と役割

昭和21年12月に発せられた「学校給食実施の普及奨励について」の文部、厚生、農林三省次官通達により、教育活動の一環として位置付けられました。昭和29年には「学校給食法」が制定され、学校給食の法的根拠が明確になり、教育活動として実施されることになりました。平成20年6月に従来からの目標である学校給食の普及充実に加えて、「学校における食育の推進」が新たに規定されました。食育の観点を踏まえ、学校給食の教育的効果を引き出し、学校給食を通じて学校における食育を推進するという趣旨が明確に位置付けられました。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ります。食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができます。

特に給食の時間では、準備から片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができます。栄養バランスを損ねる偏食の是正などは、友人と一緒に食べる給食で克服できる可能性もあります。また、地場産物を活用したり、郷土食や行事食を通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できます。

特別支援学校においては、幼児児童生徒（以下「児童生徒」とする）の障害の重度・重複化、多様化等が見られ、個により指導の目標も異なります。また、学習上の困難や、生活をする上での改善や克服も目的となります。児童生徒が、将来自立し、社会参加するための基盤として、望ましい食習慣を身に付け、自らの健康を管理する力や食物の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることは極めて重要なことです。そのため、学級担任・栄養教諭・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・寄宿舎の指導員等と連携し、必要に応じ保護者や主治医等の協力を得ながら児童生徒の実態を的確に把握し、取り組むべき課題を明確にし、給食指導と「自立活動」の指導と関連付けて展開していく事が大切です。

(2) 学校給食の目標（平成20年改正学校給食法 第2条）

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しく理解に導くこと。

(3) 学校給食の位置付け

学習指導要領においては、特別活動の「学級活動」に「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」について示されています。特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせながら、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動です。

特別支援学校学習指導要領解説『自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）』を参考にし、食に関する指導の視点を持つことも必要となります。自立活動の内容は、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための要素」で構成されています。自立活動の指導と関連を図った食に関する指導を進めるにあたっては、食に関する指導の内容と自立活動の内容との関連を明確にしておくことが大切です。また、食に関する指導目標を「個別の指導計画」に加えることにより、指導の意図や方向性を校内や家庭に明示し共有することができます。そして、指導の際には、実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにすることが大切です。

障害のある児童生徒にとっては、給食は日常生活や将来の社会生活の対応にもなるので、様々な食事スタイルや、食事経験を積ませることが大事です。食べたい意思を相手に伝える力や基本的な食事マナー、健康に気をつけた食事の方法を身につけ実践できるよう指導します。また、給食を通して他者への思いやりの気持ちを育みます。

(4) 学校給食の栄養管理

「学校給食実施基準」（学校給食法第8条）の中で示されている「学校給食摂取基準」に基づいて行われています。学校給食摂取基準は、幼児児童生徒の家庭における栄養摂取状況も踏まえて文部科学省が定めています。具体的には、家庭の食事では摂取量が不足していると推測される栄養素について、可能な範囲で、学校給食において多く提供するなどの工夫がされています（表1）。又、特別支援学校においては食塩の過剰摂取や鉄の摂取不足など、学校生活では生活では補完し切れない栄養素もあるので、家庭への連絡も必要な場合があります。学級担任には、栄養教諭と連携しながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行うことが求められます。

表1 一日の食事摂取基準に対して学校給食摂取基準が占める割合

1日の必要量の50%	カルシウム
1日の必要量の40%	鉄・マグネシウム・ビタミンA・ビタミンB1・ビタミンB2 食物繊維
1日の必要量の1/3	エネルギー・ビタミンC・亜鉛
1日の必要量の1/3未満	食塩

※1食の摂取エネルギーの13～20%をたんぱく質から、20～30%を脂質から摂取します。

(5) 学校給食の衛生管理

「学校給食衛生管理基準」（学校給食法第9条）に基づいて行われています。給食調理施設での調理工程はもとより、給食室を出てからの学校や教室における衛生管理が極めて重要です。配膳室からワゴンが出てから戻すまでは担任が責任を持って児童生徒を指導します。

4-2. 学級担任等の役割

衛生的な配食や異物混入防止など衛生管理に配慮した給食指導の充実を図ります。「食べること」とは、咀嚼や嚥下などの食べる機能を促すだけではなく、食事に関する基本動作やコミュニケーション能力、情緒面などの人間として調和的発達を促します。食事に関する指導では、生命の維持や健康状態の回復や保持、増進など、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うための教育活動としてとらえ「自立活動」の指導と関連付けた指導を展開していく事が大切です。食事にふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気ですり食べができるよう、日頃からの食事環境作りを心がけると共に、特別形態食や食物アレルギーを有する児童生徒への誤配食等が起らないよう、校内において作成したマニュアル等に沿って適切に対応します。（表2参照）

また、特別支援学校では、保護者や主治医、学校医、担任、養護教諭、栄養教諭とともに意見交換をしながら実態や課題を明らかにし、それに基づいた指導をします。発達の状況に応じた個別指導も必要となるので、栄養教諭や養護教諭などと相談しながら、個人指導の記録を作ることにも念頭に、次年度に引き継ぐための資料を作成することなども必要な時があります。また、健康状態や心理状態が、様々な要因で変化をするので、それを念頭におくことも大切です。

(1) 給食当番活動

配食を行う児童生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等当番活動が可能であるかを毎日点検します。ウイルス感染期は特に、病気から復帰しても感染症の原因菌の保菌の可能性がある場合は給食当番を代えるなど、食中毒防止のための対応が必要です。また、配食前、用便後の手洗いを励行させ、清潔な白衣やマスクの着用など衛生的な服装で食器及び食品を扱うように担任が指導します。

表2 学級担任が行う指導の内容（例）

	指導の内容	
準備	☐ 手洗いの仕方 ☐ 身支度 ☐ 運搬・配膳 ☐ 食器の並べ方	正しい手洗い方法、清潔なハンカチの所持 白衣・帽子・マスクの正しい着用 安全・清潔な運搬・配膳、適切な配食、よい盛り付け 正しい食器、箸の置き方
食事中	☐ 食事への感謝 ☐ よい食べ方 ☐ 食事のマナー	「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ 姿勢、よく噛む、きれいな食べ方、食べる順序 偏食、楽しい雰囲気・話題作り、正しい箸の使い方
後片付け	☐ 決まりを守った片付け ☐ 掃除	安全・清潔な食器の重ね方、食べ残しの処理、協力 食べかすを残さない掃除

食に関する指導の手引き 一第二次改訂版一、2019、(文科省) P223 表1より改変

(2) 給食室との連絡

転入、転校等による食数の変動、行事等による給食停止や児童生徒に適した味つけ・形態・量であったかや、児童生徒の反応や好み・偏食の様子等を給食室へ伝えることも大切です。また、食物アレルギーや病気治療による食事制限を有する児童生徒や、食器具の個別対応の相談・確認を行います。

(3) 家庭との連絡

児童生徒の体調や喫食状況を伝えるとともに、養護教諭や栄養教諭と連携し、肥満や痩身等に対する協力やアドバイスを行ったり、食物アレルギーや病気治療による食事制限を有する児童生徒の個別対応の相談・確認を行います。

(4) 個に応じた指導

障害の状態の多様化により、個に応じた適切な指導や支援が求められています。食についての興味・関心や本人がどのような願いを抱いているのかなどの情報も得ることが大切です。また、喫食にふさわしい環境作りが必要です。

視覚障害のある児童生徒についての指導上の留意点

食べる喜びや楽しさを経験する機会を増やすことが必要です。例えば、給食を食べながら、実際に使用されている食材について話す機会を設定したり、味覚以外にも触覚（手触り）、嗅覚（匂い）、聴覚（野菜を噛む音など）及び保有する諸感覚を十分活用し、観察や体験をすることを多く取り入れたり、能動的に観察や体験をしようとする意欲を育てるよう工夫します。

聴覚障害のある児童生徒についての指導上の留意点

食事に関する活動や学習において困難さが生じることがあります。例えば、クチャクチャと音を立てないで食べることを伝えるためには、本人が保有する聴覚を活用して食べ方を知らせたり、音が聞こえない場合は口を閉じて食べるなど他の感覚を活用して食べ方を知らせたりする方法が考えられます。熱い、冷たい、甘い、辛い、苦いなど食事に関する言葉と実体験とを結びつけて身に付けさせます。また、写真や絵カードを活用したり実物を見ながら、食品名を覚えるようにします。

肢体不自由のある児童生徒についての指導上の留意点

自分に合った自助食器を使って食べることで、食べる機能や意欲が高まります。そのためには、可能な限り個に合った食形態の工夫をした給食が提供できるよう、検討することが必要です。嚥下に困難がある場合は、食事形態をみじん切りにする事で対応できない場合があり、ヨーグルトのような粘度のある飲み込む力が弱くても嚥下できるものなど、個人に合わせた調理品の物理的な形態に配慮する必要があります。

知的障害のある児童生徒についての指導上の留意点

* 附属特別支援学校は知的障害児を主としています。

学校や家庭生活に直接結びついた具体的な活動を中心に学習できるように配慮しましょう。また、「視覚的」「具体的」「肯定的」に伝えるようにすることが大切です。食に対するこだわりや肥満や肥満化傾向の児童生徒がみられ、朝食欠食や間食の食べ過ぎもみられた場合は、家庭と連携して改善する必要があります。

食にこだわりのある児童生徒への指導上の留意点

例えば、白いご飯にこだわりがあり、変わりごはんを食べないことがあります。その場合は「ごはん」と「具」を分けて提供するなど、実態に応じて対応し食べることがストレスにならないようにすることが大切です。無理なく食べられ、少しずつ食の幅を広げられるような献立や調理の工夫も必要となり栄養教諭と相談しながら進めます。

4-3. 学校給食におけるリスクマネジメント

給食時間に想定されるリスク要因として、食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息等が考えられます。衛生的な環境のもと、児童生徒が楽しく安全に食事ができるよう、学級担任等は事故防止に十分配慮する必要があります。学校給食を原因とするリスクについては、校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが事故の未然防止や適切で迅速な対応につながります。近年、児童生徒の障害は重症化傾向にあり、多様化しています。普段の指導で教職員のだれかが、『ヒヤリ』『ハッと』したら、校内で共有します。安全に対する意識を校内全体で共有し、食中毒などの研修会を開いて知識を再確認することも大切です。

(1) 食中毒の防止

近年は、ウイルス性の食中毒が季節を問わず発生しています。他にもノロウイルスに代表される「人を介して感染が拡大するおそれのあるウイルス」に感染する危険があることから、教室等での給食当番活動等における衛生管理について注意が必要です。食中毒及び感染症の拡大防止策は共通です。

(2) 異物混入の防止

毛髪、昆虫、プラスチック片、金属片などの異物混入事案が発生しています。調理工程での混入だけでなく教室等での混入の可能性も想定し、未然に異物の混入を防止する手立てを講じます。

(3) 食物アレルギー対応

基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも安全性を最優先し、組織的に対応することが不可欠です。学級担任を始め、全教職員は、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立って対応するとともに、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急対応などを行うことが求められます。

(4) 窒息事故防止

過去には、パンの早食いや、白玉団子やプラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生しています。食物の誤嚥は重大事故につながる可能性があることを改めて認識し、よく噛んで食べるよう十分な指導すると共に、食べる機能に障害のある児童生徒の指導に当たっては、主治医やその他の専門家の診断や助言に基づき、食事の調理形態（ペースト食、刻み食等）や摂食指導の方法について、保護者と学校の関係者間で十分な検討を行う必要があります。

食物による窒息が起こった場合、以下の対応を近くにいる教員が急いで行います。



図1 背部叩打法^{こうだ}

立て膝で太ももがうつぶせにした子供のみぞおちを圧迫するようにして、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩きます。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減します。



図2 腹部突き上げ法

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上下へ圧迫します。

(5) 給食時に発生した嘔吐物の処理

給食時間中、児童生徒が嘔吐した場合は、当該児童生徒を保健室に連れて行くとともに、周囲の児童生徒を可能な限り嘔吐物から遠ざけます。その後、適切に嘔吐物の処理を行います。嘔吐物が食器具に付着した場合は、次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒し、消毒済みであることを明示した上で給食室に返却します。

4-4. 食に関する指導について

平成17(2005)年に「食育基本法」(農水省・文科省・厚労省)が施行されました。本法律の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」と規定し、特に子供に対する食育を重視し、学校現場での対応も求められています。また、学習指導要領の総則でも食育の重要性と学校をあげた取り組みが書かれています。

(1) 学校現場での食に関する指導の目標

- ・食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする【知識・技能】
- ・食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う【思考力・判断力・表現力等】
- ・主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う【学びに向かう力・人間性等】

(2) 具体的に示された食育の視点

文科省から「食に関する指導の手引き」（現在は第二次改訂版，2019年3月）が制定され、それに基づき「食に関する指導の全体計画」を学校で作成し、表3にあるような食育の視点で系統的な学習を行います。「教科等における指導の目標」を曖昧にせずに食に関する指導がさらに、実践しやすいように「食育の視点」が示されています。これらは、栄養教諭や養護教諭、小学校では担任、中学では教科担任など関連する領域や時間で継続的に指導して行く事で、充実するとされています。

表3 食育の視点

食事の重要性	心身の健康	食品選択能力	感謝の心	社会性	食文化
食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。	正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。	食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。	食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。	各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

食に関する指導の手引き―第二次改訂版―、2019、(文科省) P16 及び P21 資料6より改変

【参考資料】食に関する指導の手引―第二次改訂版― 文部科学省 2019年3月
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部改正について平成30年

中学校・高等学校・中等教育学校編

0. はじめに

この手引きを手にした皆さんは、教育実習を控えてどのような気持ちでいるでしょうか。期待と不安の入り交じった気持ちだと思いますが、不安の方が大きいというのが正直なところでしょう。「学校現場」という普段の大学生活とは全く異なる環境の中で、3週間または4週間にわたって勤務し、子どもたちと接し、観察・参加・実践を集中的に行うのですから、大きな不安を抱くのは当然です。

教育実習では、それまで大学の授業を通して身に付けてきた知識や技能や考え方を活用しながら、社会人として、教員として、学生として決められた高さのハードルをクリアすることが求められます。その意味で、事前の不安や期間中の苦労が大きいのは確かです。しかし、このハードルへの挑戦は決して辛いだけのものではありません。自らの可能性を広げるチャンスなのです。しかも、実習校の子どもたちや教職員の方々が皆さんを支えてくれます。特に、子どもたちは皆さんの挑戦を心から応援し、クリアできたときには一緒になって喜んでくれるはずです。この環境を生かして、全力でハードルに挑んでください。きっと、子どもたちと関わることの楽しさや充実感を味わうことができると思います。

ところが残念なことに、「この程度でいいだろう…」と全力を出さずに自分でハードルの高さを下げてしまう人がいます。とりあえず、単位が取ればいいという考えなのでしょうか、せっかくの機会なのにもったいないことです。実習校の先生方が多忙な中、受け入れてくださっていることを理解できていないのだと思います。

大切なのは、ハードルを用意してくださった方々への感謝の気持ちを忘れないことです。そして、元気に笑顔でハードルに挑んでください。教育実習での経験を通して、皆さんの可能性が大きく広がることを期待しています。

1. 教育実習の目的と目標

本学では、教育実習の目的と目標を次のように設定しています。

(1) 目 的

教育実習は、学校教育の実際を教育現場で体験することによって、主体的な研究心を保持しつつ大学における教育についての理論的・技術的な学習成果の適用と検証を行い、その深化をはかることを目的とする。

(2) 目 標

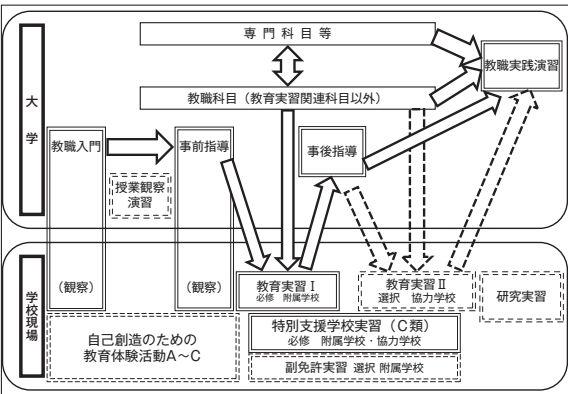
- ① 教育に対する心構えや、幼児・児童・生徒に対する理解と愛情を深める。
- ② 統合的実践的な学習体験を通して、教育現場への課題意識と解決への洞察力を得て、今後の研究の方向を明確にする。
- ③ 教職と自己に対する認識を深め、教職志望者としての自覚と、教職者としての今後努力すべき資質能力形成のための計画を明確にする。

2. 「教育実習関連科目」と「教育実習」の構成

本学では「教職に関する科目」のうち、実際に学校現場と関わって学ぶ科目のことを「教育実習関連科目」と呼んでいます。

「大学での学び」と「学校現場での学び」の往還によって研究を深め、教員としての実践力を身につけることができるよう、この「教育実習関連科目」を4年間にわたって設定しています。

右の図の中で、二重線で囲まれているのが、「教育実習関連科目」です。他の教職科目や専門科目等の関連について、この機会に再度確認しておいてください。



「教育実習関連科目」一覧 …2023（令和5）年度入学生から適用

	科目名	必・選	単位数	開設学期	特徴
1	教 職 入 門	必修	2 単位	1 年次・秋学期	* 学校参観を含む
2	授 業 観 察 演 習	必修	1 単位	2 年次・春学期	* 映像による授業観察
3	自己創造のための 教育体験活動A～C	(選択)	各1単位	1 年次・春、秋学期 2 年次・春学期	* 協力校での学校体験活動等
4	教 育 実 習 I	必修	課程によって異なる (詳細は下記参照)		「事前・事後の指導」大学 「教育実習 I」附属学校・園
5	教 育 実 習 II	(選択)			「教育実習 II」協力学校
6	教 職 実 践 演 習	必修	2 単位	4 年次・秋学期	* 講義 + 演習 + 確認
7	研 究 実 習	(選択)	2 単位	4 年次・秋学期	* 学校現場での実践研究

「教育実習」の構成

課 程	単位数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
A類(幼)	5 単位 (+2 単位)	事前・事後の指導①	教育実習Ⅰ④ 附属幼稚園				教育実習Ⅱ② 協力園				
A類(小)			教育実習Ⅰ④ 附属小学校				教育実習Ⅱ② 協力小				
B 類			教育実習Ⅰ④ 附属中・高				教育実習Ⅱ② 協力中・高				
C 類	5 単位 + 4 単位		教育実習Ⅰ④ 附属小学校				事前・事後の指導①		特別支援学校実習③ 特別支援学校 ろう学校		
D 類	5 単位 (+2 単位)		教育実習Ⅰ④ 附 属 学 校				教育実習Ⅱ② 協力小・中				

* 上の表は、主免許取得についてまとめたものです。(丸数字は単位数)

これ以外に副免許取得のための教育実習を行うことができます。(詳細は、p.58 を参照)

3. 「教育実習関連科目」の趣旨と内容

(1) 「教職入門」

教育職員免許法で定められた「教職の意義等に関する科目」で、これまで学習してきた基礎知識をどう生かしていくのかを考え、あわせて教師としての心構えを準備する。教職とは何かについて、実情や体験談なども交えて学習し、教職の意義・役割および問題点について考察する。

大学教員が担当する講義から教職の意義を学び、近隣の公立学校教員に実地指導講師としてご担当いただく講義から教師の役割や職務内容について学びます。また、授業の一部を集中講義として学校参観にあて、近隣の学校で1日を過ごし、観察・参加の記録をまとめることで学びを深めます。

(2) 授業観察演習

教育実習Ⅰの授業の様子を観察することを通して、教育実習の意義について理解を深め、次年度の実習への問題意識について記述することができる。授業視聴を通して学習指導案の構成や、その役割について理解することができる。授業記録をとって観察し、授業について多様な見方を出し合うことを通して、授業観察の視点（机間指導、板書計画、発問の想定等）を持つことができる。

2日間の集中演習で、教育実習Ⅰの授業映像を視聴します。ちょうど教育実習Ⅰを1年後に控えた2年次の9月～10月に実施するため、教育実習の意義についての理解を深め、次年度の教育実習Ⅰへの大きな意識づけとなることを期待しています。

(3) 自己創造のための教育体験活動A～C

教育実習前の1, 2年次に、自らが求めて学校現場等で一定期間活動体験を行うことを通して、教職の意義や魅力を体感したり、その課題に気づいたりすることをねらいとする。

この科目での学びを通して、教職を目指す上での自己のアイデンティティを形成するとともに、自ら学び、成長し続ける意義について理解することを期待しています。さらに、ここで得た学びを基盤として、「教育創成科目」を選択して課題解決を図ったり、課題を明確化して教育実習に臨んだりして、大学での自律的な学びを創造してほしいと願っています。1年次春学期に「自己創造のための教育体験活動A」、秋学期に「自己創造のための教育体験活動B」、2年次春学期に「自己創造のための教育体験活動C」が位置づいています。それぞれ選択1単位。

(4)「事前・事後の指導」

教育実習の目的を充実させるために、「事前」に学部で学習・研究した教育の諸理論を実践的な観点から統合的に再構成し、実習校での実践的な学習・研究に向けての具体的課題を設定することをねらいとする。また「事後」にそれを整理し発展させる方法を知ることをねらいとする。

事前指導は各教科教室の教員および実地指導講師による授業観察・参加への基礎、授業設計への基礎、実践研究への課題についての講義と、先端教育人材育成推進機構教育実習グループの教員による学校教育の諸相や教育実習の心得についての講義および演習です。また、事後指導は、各教科教室の教員による研究課題の整理と展開についての講義です。

(5)「教育実習Ⅰ」

教育実習の目的に向けて本学附属学校園における教育実践経験に基づき、「事前」に設定した自己課題に関して実践的に探究する。特に教育実習Ⅰにおいては、幼児・児童・生徒への理解を深めるとともに学習指導と生徒指導に関する基本的な課題を的確に捉え、教職志向における自覚と自己の資質能力形成への意欲と態度の形成に努める。

校種等による違いはありますが、原則として3週間の実習期間の内、1週目は観察・参加を中心に授業実践の準備を行っています。2週目に授業実践を開始し、3週目にまとめとして研究授業を行います。基本的に学習指導が中心であり、実習生一人あたりの授業回数は5（小学校の場合）～15（中学校・高等学校の場合）回ほどになっています。

(6)「教育実習Ⅱ」

国公立学校・園における教育実習Ⅱは、教育実習の目的を充実・発展させるために現場での教育実践をさらに積み上げることによって、教育実習Ⅰの省察に基づいた課題の実践的な探究を深化させることを目的とする。特に、学級および学校経営の視点から児童・生徒への理解、学習指導と生徒指導に関する多様な課題への的確な対応等を充実させ、教職志向と自己の資質能力形成へ向けた意欲の拡充を図ることに努める。

A類・D類の学生は大学が配当した東京都の公立学校で、B類の学生は自己開拓した協力学校（母校など）で教育実習を行います。期間は3週間で、教育実習Ⅰの経験と反省を生かして、生活指導・生徒指導を含んだ教師の仕事を経験することになります。

4月に先端教育人材育成推進機構教育実習グループと学務課教育実習係が中心となって、「教育実習Ⅱオリエンテーション」を行っています。具体的には、教育実習グループ教員が教育実習Ⅱの意義と概要を中心に講義し、附属学校における教育実習Ⅰでの成果や課題を振り返った上で協力学校での教育実習Ⅱに臨むことができるよう意識づけを図っています。また、挨拶や言葉遣い、身だしなみなど社会人としての常識についても指導を行います。さらに、実地指導講師として東京都内の公立小中高等学校の校長先生等の方々に来ていただき、公立学校における教育実習の心得や公立学校の具体的状況（学習指導・生徒指導等）、東京都の

教育課題等についての講義をしていただいています。

また、C類の学生は、特別支援学校において専門実習を行います。こちらも期間は3週間ですが、この教育実習用の「事前・事後の指導」を3年春学期に受講する必要があります。この実習を通して、自身の専攻している分野の研究を深めていきます。

(7)「教職実践演習」

4年間にわたる教職課程を振り返り、教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認することをねらいとする。

この科目では、教職課程のまとめとして、それまでに履修した教員免許取得に必要な諸科目全体を振り返り、自身の課題を見いだすことがねらいとなります。模擬授業やグループディスカッションなどの演習や、教育現場で活躍している方々の講話などを通して、教員としての実践力を高めていきます。

なお、この科目を履修するためには、「教職課程ポートフォリオ」を1年次から作成しておかななくてはなりません。「教職入門の記録」「教育実習Ⅰの日誌」「教育実習Ⅱの日誌」をはじめとして、それぞれの学びで蓄積した資料を整理・保存しておいてください。

(8)「研究実習」

教育実習Ⅰ・教育実習Ⅱで明らかになった課題について、さらに実践的な研究を深化させることをねらいとする。

教育実習Ⅱを終えた学生のうち、さらなる研究課題が明確であり、教育現場での総合的な実践研究が効果的である場合に行うことを考えています。原則として教育実習ⅠまたはⅡの実習校で行うこととします。実施形態については、ある期間連続して行う集中型、決められた日に継続的に行う曜日固定型、それらの複合型などを実習校と相談して決め、全体として2単位相当分の実践研究を行います。

4. 教育実習の受講条件

「学校現場での学び」が充実したものになるためには、学校現場に出る以前の「大学での学び」が十分行われていることが前提となるは言うまでもありません。「大学での学び」が十分かどうかをチェックするために、「教育実習」には次に示す受講条件が設定されています。

(1) 「教育実習Ⅰ」、「養護実習Ⅰ」(3年次)の受講条件

- ① 上記実習を履修する前年度末(3月末)において62単位以上修得している
- ② 62単位のうちに、以下の科目・単位数を含むこと
 - A～D類 「教職入門」「教育の理念と歴史」「教育組織論」の3科目6単位
 - A類(幼)「保育内容」の中から2科目4単位以上
 - A類(小)、C類「初等各教科教育法」の中から2科目4単位以上
 - B類「中等各教科教育法(自専攻科目)」及び「教育の方法とICT」の中から1科目2単位以上
 - D類「養護概論」及び「教育の方法とICT」の中から1科目2単位以上なお、実習教科が「英語」の場合は、上記に加え、英語力の判定が必要となる。詳細はスタディガイドを確認すること
- ③ 「事前・事後の指導」の「仮合格」を得ること

(2) 「教育実習Ⅱ」(4年次)の受講条件

- ① 「事前・事後の指導」の単位を修得し、教育実習Ⅰについて、「B」以上の評価を得ていること
- ② 教育実習Ⅱを履修する前年度春学期終了時において78単位以上修得していること(ただし、「教育実習Ⅰ」及び「事前・事後の指導」の単位は、この中に含めない。)
- ③ 78単位のうちに、以下の科目・単位数を含むこと
 - A類(幼) 「保育内容」の中から3科目6単位以上
 - A類(小) 「初等各教科教育法」の中から4科目8単位以上
 - B類 「中等各教科教育法(自専攻科目)」及び「教育の方法とICT」の中から2科目4単位以上
 - D類 指定なし
- ④ 教員採用試験を受験予定であること(学校種は問わない)

5. 専攻別教育実習の内容と実施時期の一覧

専攻	コース	実習の種類		実習校園	実習時期／期間(週)		事前事後指導
A類	国語、社会 数学、理科 音楽、美術 保健体育、家庭 英語、現代教育 実践（学校教育 学校心理 国際教育 環境教育） ものづくり教育	必修	教育実習Ⅰ	附属小学校	3年次9・10月	3週間 相当	3年次春学期
		選択	教育実習Ⅱ	協力小学校	4年次6月	3週間 相当	—
			副 免 許	附属中・高	4年次10月	2週間	—
				特別支援学校	4年次9月	2週間	4年次春学期
	幼児教育	必修	教育実習Ⅰ	附属幼稚園	3年次9・10月	3週間 相当	3年次春学期
		選択	教育実習Ⅱ	協力幼稚園	4年次9月	3週間	—
			副 免 許	附属中・高	4年次10月	2週間	—
				特別支援学校	4年次9・10月	2週間	4年次春学期
B類	国語、社会 数学、理科 音楽、美術 保健体育 家庭、技術 英語、書道 情報	必修	教育実習Ⅰ	附属中・高	3年次9・10月	3週間 相当	3年次春学期
		選択	教育実習Ⅱ	協力中・高	4年次6月	3週間	—
			副 免 許	附属小学校	3年次2月	2週間	—
				特別支援学校	4年次9・10月	2週間	4年次春学期
C類	聴覚障害・ 言語障害系 発達障害・ 学習障害系	必修	教育実習Ⅰ	附属小学校	3年次9・10月	3週間 相当	3年次春学期
			専 門 実 習	特別支援学校	3年次2月	3週間	3年次春学期
		選択	副 免 許	附属中・高	4年次9・10月	2週間	—
D類	養護教育	必修	養護実習Ⅰ	附 属 学 校	3年次9・10月	3週間 相当	3年次春学期
		選択	養護実習Ⅱ	協 力 学 校	4年次6月	3週間	—
			教員免許(保健)	協力中・高	4年次9・10月	3週間 相当	4年次春学期

*教育実習期間の詳細については、それぞれのガイダンス・オリエンテーションで確認してください。

*教育実習期間の前後には「事前打合せ」「事後訪問」などが設定されることがあります。

*実習校によっては、教育実習期間中の土・日に学校行事が設定されていることがあります。

その場合、その日は勤務日となり、別途代休が設定されることがあります。

*教育実習期間中は、教育実習に専念することが求められます。

勤務日には、アルバイトや就職活動などを行わないようにしてください。

6. 教育実習の心得

教育実習生は、それぞれの実習校園においては、実習生であるとともに教師であることを自覚して、次の事柄を守らなければなりません。なお、教育実習期間中だけでなく、オリエンテーション、事前打ち合わせ、事後の訪問などの場合も同様です。

1. 勤務および出退

- (1) **出勤・退勤** 実習校園の所定の時刻までに出勤し、出席簿に押印の後、所定の勤務につく。退勤の際は、指導教員へ挨拶するとともに諸連絡の有無を確認する。オリエンテーションを含む教育実習期間中は同一の印鑑を使用する。
また、所定の時刻を過ぎて居残る必要のある場合は、指導教員の許可を得る。
- (2) **通勤途中における行動** 通勤途中でも、教師であることを自覚して行動する。歩きながらのスマートフォン操作、何人かで並んで道を塞ぐようにして歩くこと、交通機関内でのマナーなどについて、地域住民が厳しい目を注いでいることを忘れてはならない。
- (3) **欠勤・早退・遅刻** 急病や事故などによってやむなく欠勤する場合には、速やかに実習校園に電話連絡をとり、指導教員・実習担当教員に伝え、併せて学務課に報告する。また、翌日出勤したら実習校園の指示に従い速やかに欠席届提出等の事後処理をする。
やむを得ない事情により欠勤することが事前にわかる場合には、大学の学務課に連絡をとって指示を受け、実習担当教員を通じて欠勤届を提出し、校長もしくは副校長の許可を得る。
また、遅刻・早退についても欠勤に準じ、その手続きを行う。
- (4) **連絡先の確認** 教育実習学生調査票と現在の住所・連絡先に変更があった場合には、指導教員に伝える。
- (5) **実習日誌の書き方・提出** 実習日誌は、毎日の記録を丁寧に記述し、指定された方法で毎日提出する。(詳細は、「7. 教育実習日誌」(p.66)を参照する。)
なお、実習後の提出にあたっては、実習校園の指示に従う。
- (6) **実習後の提出物** 実習後、実習校園に実習日誌と指定されたものを提出する。提出日は、実習終了後約1週間の期間であるので、その期間に合宿、旅行等を入れないようにする。
- (7) **個人情報の保護** 実習日誌をはじめ、実習校園からの配付資料、各自の記録等実習に関する一切の資料は、個人情報保護の観点からも重要な書類である。紛失・置き忘れ等がないよう、取り扱いには十分に注意する。
- (8) **事故・けが等の連絡** 幼児・児童・生徒の事故・けが等は、その都度速やかに指導教員に連絡する。実習生自身の事故・けが等(通勤途中を含む)の場合も、同様に連絡する。

2. 授業関連

- (1) **授業の参観** 実習期間中を通して、授業参観は積極的、計画的に行う。ただし、前日までに指導教員・授業担当教員の許可を得てから参観し、参観中は授業の妨げとならないよう留意しながら必ず授業記録をとる。また、参観後は、授業担当教員に謝意を述べ、疑問点等があれば積極的に質問し指導を受ける。
- (2) **観察・参加・活動補助** 所属学級において、指導教員の許可および指導のもと、積極的に行う。教科指導の他、道徳・特別活動・総合的な学習の時間等についても、可能な限り観察・参加を行う。
- (3) **物品の使用** 実習校園の物品(教具、事務機器等)を使用する際は、事前に指導教員・実習担当教員の許可を得る。また、使用後の整理整頓に努める。
- (4) **教科書の購入** 小学校実習においては、配当学年の国語と算数、自分の専門教科、その他授

業をしようと考えている教科の教科書を購入する。中学校と高等学校の実習においては、指導教員の指導を受け、必要な教科書を購入する。

- (5) **学習指導案の作成と押印** 学習指導案は指定された日に指導教員に提出し、指導を受ける。
授業者氏名の横に必ず押印をすること。

実習期間前に指導を受ける必要がある場合は、実習校園の指示に従って行う。

- (6) **教員の授業参観と指導** 授業を参観して下さった実習校園の教員に対しては、謝意を述べ自ら進んで批評指導を受ける。大学の指導教員等に、各自（または代表者）が連絡を取り、授業の参観・指導を積極的に求める。

3. その他特に注意すべきこと

- (1) **教師としての品位ある行動、服装、言葉遣い** 教育実習生は、実習校園において学生として学習・研究をする立場であると同時に、幼児・児童・生徒を指導する立場である。その言動が幼児・児童・生徒に直接与える影響が大きいことを強く意識する。

具体的には、次の事項に留意する。

- ① 校内では、携帯電話を使用しない。電源を切る。
- ② 構内では、喫煙をしない。
- ③ 通勤途中では、交通ルールを遵守する。自動車・バイクでの通勤をしない。自転車通勤については実習校の指示に従う。
- ④ 清潔感のある身だしなみを心がける。
染色した髪形、無精ひげ、ラフな服装、ノースリーブや極端なミニスカート、サンダル・下駄履き、派手な化粧、アクセサリ・香水…などは厳に慎む。
- ⑤ 場面に応じた適切な言葉遣いを心がける。

学生仲間同士の言葉遣いで、授業に臨んだり指導教員等に接したりしない。

- (2) **時間厳守** 子どもたちにも求めることであるから、常に時間に余裕を持って行動する。
- (3) **アルバイト等の中止** 実習期間中は実習に専念できるよう、アルバイト等は中止する。
- (4) **学校や幼児・児童・生徒の情報の保護** 学校や学級、子どもの情報を通勤途中で話すことや、SNSでやりとりをしたり、公開したりすることは、絶対にしてはいけない。
- (5) **個人的な関わりをもたないこと** 実習期間中およびその前後において、幼児・児童・生徒ならびにその保護者と個人的な関わりを持たない。メールアドレスや携帯電話番号等を聞いたり、教えたりしない。
- (6) 上記のことも含め、情報管理・守秘義務等に関する誓約書の事項を遵守する。
- (7) 感染症などの気になる症状が見られた場合は、自分で判断せず、必ず医師の診断を受ける。
そして、その診断に基づいて出勤すること。

以上についての詳細や他の事項については、オリエンテーション時などに示される実習校園ごとの心得等をよく読み、その指示に従う。不明な点が生じた場合は、勝手な判断をせずに、指導教員・実習担当教員・大学連絡教員等に速やかに確認する。「報告・連絡・相談」（ホウ・レン・ソウ）の必要性を強く意識しておく。

教育実習期間中は、普段の大学生活とは環境が大きく異なるので、規則正しい生活を心がけ、心身の健康維持に努める。もし、心身の不調を感じた場合には、速やかに友人や指導教員・実習担当教員・大学連絡教員等に相談し、一人で悩まないようにする。

*特に、次頁の10項目については常に留意して行動してください。

教育実習における留意事項

- ☆ 常に、教育実習生という立場を強く意識することが大切です。
特に、次のことをしっかりと守ってください。

期日・時間厳守

1. 無断欠勤・無断遅刻を絶対にしない。
2. 出勤時刻、授業開始時刻…などを厳守する。
3. 実習日誌は、毎日提出する。

通 勤

4. 自動車・バイク通勤をしない。近隣駐車も不可。
5. 交通ルールを守る。歩行喫煙をしない。

節度ある行動・態度・身だしなみ

6. 校内では、携帯電話を使用しない。電源を切る。
7. 校内では、喫煙をしない。
8. 髪型に留意する。染色などをしない。

守秘義務・その他

9. 学校や児童・生徒の情報の保護に気をつける。
学校の情報を校外で話さない。
10. 児童・生徒と個人的な関わりを持たない。
メールアドレス・携帯番号を聞かない、教えない。

○ネット社会における情報管理と生徒との関係

1. はじめに

インターネットが広く普及し、多くの人がSNS等を利用し、互いにコミュニケーションをはかっています。それにともなって、ここ数年、実習生が不用意に個人情報をインターネット上に流してしまう事例が報告されています。すでに、前頁の留意事項の中で強調している内容ですが、ここでその問題点について、改めて考えてください。

2. 教育実習前に考えて欲しいこと

教育実習において知り得た情報は絶対にインターネット上に流さないことを強く意識してください。友人同士で話をしている感覚で、教育実習の様子などをインターネット上に公開してしまうと取り返しのつかない事態に陥ることがあります。

また、実習中に親しくなった生徒と、メールやライン、ツイッターなどを通じて連絡を取り合うことは絶対にしてはいけません。生徒からアドレスやIDなどを聞かれても、毅然とした態度で断ることが必要です。

このような事例が発覚すると、教育実習が失格となるだけでなく、教員免許を取得することができなくなる場合もあります。何よりも、生徒自身の心を深く傷つけてしまうケースもあります。くれぐれも教育実習に伴う社会的な責任の大きさを認識し、自身の行動を律してください。

普段使用しているブログやツイッター、フェイスブック等について、公開の範囲をどのように設定しているか、再度確認する作業を行ってください。ネット社会では、児童・生徒も含め、不特定多数の人とつながっている可能性があることに留意してください。

教育実習に関する事柄は絶対に発信、掲載しないということが大前提です。

3. 情報管理・守秘義務等に関する誓約書

本学では以下の点を厳守することについて、各実習ごとに誓約書の提出を義務づけています。

- ① 実習校・園において知り得た情報（特に、幼児・児童・生徒、保護者、教職員に関する個人情報）は、実習校・園の指導にしたがって適切に管理し、その保護に努めなければならない。
- ② 教育実習が終了した後も、実習期間中と同様に、実習校・園において知り得た情報を適切に管理し、その保護に努めなければならない。また、教育研究上必要な場合においても、大学（教育委員会）及び実習校・園の許可無く、発表、公開、利用等を行ってははいけません。
- ③ 教育実習に関する事柄をインターネット上に発信、掲載することなどは一切行ってははいけません。
- ④ 実習校・園の幼児・児童・生徒ならびに保護者とは、教育実習期間中及び教育実習が終了した後も個人的な関わりを一切持つてはいけません。特に、メールアドレス、携帯電話番号、各種IDなどについて、教えたり聞いたりしてはいけません。

4. 具体的な事例から考える

事例1 生徒との記念写真や実習のようすをSNSに掲載したところ、ネット上で学校名と学級が特定されてしまった。

【解説】

生徒の姿を勝手に撮影してはいけません。当然のことですが、SNSに掲載してしまえば、見知らぬ人に生徒の顔が知られてしまう可能性がありますので大きな問題となります。また、映り込んだ背景や位置情報、書き込みの内容等から学校名や学級が特定されることもあります。断片的な情報も、つなぎ合わせれば個人の特定や学校名の特定につながります。悪意を持って情報をつなぎ合わせている人がいることも想定してください。「実習に関わる内容は一切、ネット上に掲載しない」、これが鉄則です。

事例2 生徒の個人名を記した実習日誌や授業記録、資料等を紛失してしまい、探しても見つからなかった。

【解説】

実習日誌や授業記録等はさまざまな情報を含んでいます。実習中は手元でしっかりと管理することが重要です。電車やバスの中、退勤時の食事場所等で不用意に荷物を放置し、忘れてしまうというケースも見られます。常に自分の手元に荷物を置いておくことが大切です。実習日誌を記述したり、実践記録を残す場合などは、生徒氏名等はイニシャルや生徒Aといった表記で記録するとよいでしょう。

事例3 退勤後のバス内や、その後の食事場所で実習校の児童・生徒について話題にし、盛り上がってしまった。

【解説】

実習中の出来事について情報を交換しながら互いに議論を深めることは、教育実習において大切なことですが、それはあくまでも実習の一環として校内で行われるべきことです。出退勤の途中で不用意に実習の出来事を話題にしてしまうことがあります。実習校の生徒、関係者、地域住民等、いろいろな人がその話を聴いています。生徒や地域の住民から実習校へ苦情が入るということもあります。勤務場所を離れても、実習生としての自覚が求められるのはいうまでもありません。

事例4 児童・生徒とメールアドレス等を交換し、実習後に個人的なつながりを持つようになった。

【解説】

実習中に悩みを相談されたり、頼りにされたりということはあるかもしれませんが、実習後に個人的な関係を持つことは、さまざまなトラブルを生む可能性があります。児童・生徒から連絡先の交換を求められても、毅然と断りましょう。実習生から児童・生徒に連絡先を聞くのは言語道断、教員としての適性を疑われます。

○豊かな関係を築くために

1. はじめに

教育実習は実習校の先生方、事務の方、生徒等、さまざまな人と接することになります。実習といえども、教員として勤務するという立場になります。学校という組織の中で、いかに他者と関わり、円滑な関係を結んでいけばよいか、ぜひ考えてみましょう。

2. あいさつ

先生方には自らすすんで元気なあいさつを心がけましょう。帰る前にも「(お先に)失礼します。」を忘れずに。

警備の方、事務の方、用務の方も、日々学校教育に関わってくださっています。お礼の気持ちを込めたあいさつを心がけましょう。

生徒にも表情を見ながら大きな声であいさつをしましょう。なかなかあいさつができない生徒もいますが、根気よく声をかけてみましょう。

3. 言葉遣い

(1) 尊敬語と謙譲語

同世代の会話に慣れてしまうと、なかなか尊敬語や謙譲語が出てこないことがあります。日頃の生活の中で注意を払いながら、適切な場面で使えるように練習してみましょう。

実習生が正しい言葉遣いで話をすることは、現場の教職員の方々と円滑な関係築くことにつながりますし、かたわらで聞いている生徒にとっても、よい模範となります。

	尊敬語（相手を敬う）	謙譲語（自分がへりくだる）
…をする	される、なさる	いたす させていただく
行く	いらっしゃる	参る うかがう
来る	お見えになる いらっしゃる	参る うかがう
言う	おっしゃる 言われる	申し上げる
聞く	聞かれる お聞きになる	うけたまわる 拝聴する うかがう
見る	ごらんになる	拝見する 見せていただく
会う	お会いになる	お目にかかります
もらう 受ける	お受けになる	いただく ちょうだいする
与える	くださる	差し上げる 進呈する

(2) 印象を変えるていいない言葉

ちょっとした言葉の言い回しでも、その人の印象を左右することがあります。たとえば、以下のような例です。

普通の話し方	感じのよい話し方
だれですか	どなたでしょうか
してもらえますか	していただけますか
知りません	存じません
聞きたいんですが	伺いたいのですが
ちょっとまってください	少々おまちください
すみませんが	おそれいりますが

4. 身だしなみ

場面に応じた服装を心がけましょう。フォーマルな服装も大切ですが、体育や部活動など体を動かす場合は、ジャージや運動靴などが適している場合もあります。

災害や不審者への対応等、緊急時を想定し、校内では上履き（靴）をきちんと履いていることが大切です。

5. 日頃の生活習慣

生徒は、教師の姿をよく見えています。よい見本となれるように、普段から気をつけましょう。

「早寝早起き朝ごはん」が基本です。十分な睡眠をとり暴飲暴食をさけ、栄養バランスのとれた食事をする等、健康管理には十分に留意しましょう。遅刻は厳禁。遅刻しそうなときは必ず連絡を入れましょう。また打ち合わせの時刻、提出物などの期限を守りましょう。机の周りなど、身の回りの整理整頓を心がけましょう。

学校内外でも不意に生徒に声をかけられることもよくあります。「自分は知らなくても、周りには自分を知っている人がたくさんいる」ということを意識した言動を心がけましょう。

6. 積極的なコミュニケーション

指導教員の先生や担当の生徒はもちろん、学校に関わっている色々な人と話してみましょう。雑談からも多くのことを学ぶことができます。「ちょっと仕事を手伝って」と頼まれたらチャンスと思って、進んで取り組みましょう。手伝いながら会話が弾むことも多いものです。

附属校では実習生どうしで協力して教育活動を進める場面が多いです。実習生どうしても積極的にコミュニケーションをとり、自分の授業や学級に目を向け過ぎてしまったり、勝手な思い込みだけで進めたりしないよう十分共通理解するようにしましょう。その際、実習生どうしても丁寧な言葉づかいを心がけたいものです。

7. 報告・連絡・相談（ホウ・レン・ソウ）

分からないこと、困っていることがあればすぐに質問・相談です。できないことを隠さないようにしましょう。特に実習生は「わからないことがわからない」という状態に陥りやすいので注意しましょう。学級内等のトラブルは、緊急性を要する場合はもちろん、些細なことでも担当の先生に報告します。一人で抱え込まないようにしましょう。

8. リフレッシュ

リフレッシュも大切です。気分転換の読書が見識を深めるきっかけになるなど、プライベートの時間の使い方が思いがけず教材研究にもつながることもあります。四六時中気を張り続けるのも大変なこと。自分なりのストレス解消法を見つけましょう

9. おわりに

「豊かな関係を築くために」は、奈良県教育委員会が2012年に作成した「新規採用教員のための常識ノート～はじめの一步」から教育実習生にも関わるものを抜粋し、一部加筆修正をしながら再構成したものです。「新規採用教員のための常識ノート」は編集当時、採用2～5年目だった若手教員30人が自らの体験を持ち寄ってまとめたものです。若い先生が自らの経験をもとに執筆しており、説得力があります。参考にしてみてください。

7. 教育実習日誌

教育実習では、観察・参加・実践した具体的な内容を記録として日誌にまとめることが義務づけられています。

附属学校園における教育実習日誌は「教育実習 e ポートフォリオ」というオンライン上のシステムとなります。教育実習Ⅱなど、協力学校園で教育実習を行う場合は、教育実習日誌をオリエンテーションまでに生協で購入してください。

(1) 実習開始以前の準備

「e ポートフォリオ」にアクセスしたら、必ず全体の構成と内容を確認してください。事前に入力できるところは、入力をすませておきましょう。

(2) 日々の記録欄の記入

記録をもとに成果や課題を明らかにするためには、以下の点を心がけて記入することが大切です。

① 「具体的に書く」

観察したこと、実践したこと、話し合ったことなどの事実を具体的に書き、それについての考察や感想を率直に述べるのが大切です。

② 「焦点化して書く」

一日の広範囲な内容はメモにとどめ、最も印象的な内容に焦点を当て、研究テーマに関連付けてつけて分析的に書くのが大切です。

③ 「毎日書く」

日誌は必ず毎日書くのが大切です。実習校の指導教員の指示に従って提出してください。日をあけてしまうと印象も薄れ、味気ないものになり研究資料にもなくなってしまいます。

④ 「丁寧で誠意ある記述を心がける」

誤字、脱字、当て字は禁物です。書いた文字や文章は、自分の姿や態度の一部として意識すると良いでしょう。文章の上手下手ではなく、丁寧で誠意のある記述を心がけてください。誤記の訂正の仕方については、実習校の指導教員の指示に従ってください。

(3) 教育実習日誌の提出と返却

実習終了後には、「教育実習 e ポートフォリオ」への入力を完了します。具体的な方法、メ切りなどは実習校より指示がありますので、それに従ってください。未入力の場合には、教育実習の単位が認められないので注意してください。

8. 教育実習の評価

(1) 自己評価

「教育実習 e ポートフォリオ」内に「自己評価表」があります（右図参照）。

この表を活用し、実習での各自の課題把握につとめてください。表の記入は、実習期間の「中間」と「最終」にそれぞれ行ってください。「中間」については、各自の授業実践が始まってから行うようにしましょう。

5つの評価項目ごとに細かな観点を設定されています。それぞれを5段階で評価してください。校種や教科によっては、評価しにくい観点がある場合もあります。その場合は、実習校の指導教員に相談してください。

下段にある「成果と課題」の欄は、具体的な内容を箇条的に記入してください。特に課題については、次の実践につながるように明確化しておくことが大切です。

また、各自の研究テーマに関する観点を別途設定してもかまいません。空欄をうまく活用してください。

様式07-2

東京学芸大学 自己評価表

実習生	類 番号	学生番号： -	氏名：
実習校	東京学芸大学附属		担当： 学年/教科：
実習期間	年 月 日～ 月 日	出席： 日/欠席： 日/遅刻： 回	

記入方法 ・教育実習期間の中間と最終に2回評価する。（評価日を記入）
 ・各観点を5段階で評価する。（優：5－普通：3－劣：1）
 ・その時点で評価できない観点は、評価欄（5－4－3－2－1）を斜線で消す。
 ・空欄には、自分に適した観点を追加記入してもよい。

評価項目	主な観点	中間（月 日）	最終（月 日）
I 教材研究	1. 教科書等の分析・活用	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	2. 学習指導要領および学校指導計画等の検討	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	3. 興味・関心に応じた教材の開発・工夫	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	4. 単元設定理由の明確化	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	5. 教科内容に関する専門性	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	6.	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
II 指導計画の立案	1. 本時の目標と評価の明確化	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	2. 目標に応じた学習指導過程の構想	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	3. 発問・助言等と反応予想の明確化	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	4. 資料・教具・機器等の準備、板書計画等の立案	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	5.	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
III 学習指導と評価	1. 音声・言語・文字等の明瞭さ、正確さ	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	2. 受容的、応答的な姿勢	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	3. 児童・生徒の反応への適切な対応	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	4. 資料・教具・機器等の活用、効果的な板書	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	5. 授業中および授業後の適切な評価活動	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	6.	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
IV 生活指導と児童・生徒理解	1. 生活場面での児童・生徒との関わり	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	2. 学級指導および教室環境への配慮	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	3. 観察に基づく個と集団の課題把握	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	4. 道徳・特別活動への参加	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	5.	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
V 勤務態度と実習への意欲	1. 出勤の状況（無断欠勤、遅刻等）	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	2. 指導案・日誌等提出物の提出状況	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	3. 協同的な姿勢・コミュニケーション力	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	4. 人権等への配慮と規範意識	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
	5.	5-4-3-2-1	5-4-3-2-1
成果と課題	(中間)	(最終)	

*箇条的に簡潔に記入

(2) 教育実習の成績と単位認定

教育実習の成績と単位認定は、実習校の指導教員が記入してくださる「成績報告書」（次頁参照）をもとに大学が行います。

成績報告書は、自己評価表と同じ5つの評価項目で構成されています。各項目の5段階評定の合計が総合評価の基準となります。ただし、「V 勤務態度と実習への意欲」が著しく劣る場合には、他の項目の評定によらず不合格（F）となることがありますので、注意してください。

教育実習期間は一日も休まず勤務することが大前提です。毎日、笑顔で子どもたちの前に立てるよう、心身の健康を維持することを心がけてください。

万一、病気や怪我、忌引などで何日も欠勤する（あるいは欠勤した）場合、教育実習は中止となります。教育実習の単位は認定されません。このように欠勤が続くことが予想される場合は、なるべく早く実習校の指導教員、大学指導教員、連絡教員、大学学務課教育実習係に報告・連絡・相談をしてください。欠勤の理由がやむを得ない事情と認められる場合は、その年度の2月に行われる補充実習を履修することができます。

東京学芸大学教育実習成績報告書

様式 07-1

実習校種/教科	配当学級	教育実習生所属 (学生番号)	教育実習生氏名
	年 組	類 選修 (-) 専攻	

※太枠内のみを教育実習生が記入して指導教諭に提出

実 習 期 間	出席すべき日数	出 席 日 数	欠 席 日 数 (理 由)	遅 刻 ・ 早 退
(年 月 日と) 年 月 日から 年 月 日まで	日	日	病 欠 日 () 事故欠 日 () その他 日 ()	遅 刻 回 早 退 回

評 価 項 目	主 な 観 点 例 (優れたものに○、劣るものに△、評価しなかったものには／)	所 見 (評定が5または1の場合に記入)
I 教材研究	() 教科書等の分析・活用 () 学習指導要領および学校指導計画等の検討 () 興味・関心に応じた教材の開発・工夫 () 単元設定理由の明確化 () 教科内容に関する専門性 () ()	
評 定 5 4 3 2 1		
II 指導計画の立案	() 本時の目標と評価の明確化 () 目標に応じた学習指導過程の構想 () 発問・助言等と反応予想の明確化 () 資料・教具・機器等の準備、板書計画等の立案 () ()	
評 定 5 4 3 2 1		
III 学習指導と評価	() 音声・言語・文字等の明瞭さ、正確さ () 受容的、応答的な姿勢 () 児童・生徒の反応への適切な対応 () 資料・教具・機器等の活用、効果的な板書 () 授業中および授業後の適切な評価活動 () ()	
評 定 5 4 3 2 1		
IV 生活指導と 児童・生徒理解	() 生活場面での児童・生徒との関わり () 学級指導および教室環境への配慮 () 観察に基づく個と集団の課題把握 () 道徳・特別活動への参加 () ()	
評 定 5 4 3 2 1		
V 勤務態度と 実習への意欲	() 出勤の状況（無断欠勤、遅刻等） () 指導案・日誌等提出物の提出状況 () 協同的な姿勢・コミュニケーション力 () 人権等への配慮と規範意識 () ()	
評 定 5 4 3 2 1		
合計 () 点	評価の基準→ S : 25-21, A : 20-15, B : 14-12, C : 11-10, F : 9-5 (Fは不合格)	
総合評価・所見	S ・ A ・ B ・ C ・ F (Fは不合格)	報告書作成日： 年 月 日

学校名	指導教諭氏名 (学級)	印
校長名	指導教諭氏名 (教科)	印

※この様式の他に教育実習成績報告書には、特別支援学校用、幼稚園用、養護実習用の種類があります。

9. 教育実習をより効果的なものにするためのポイント

○確かな観察・参加・実践

教育実習は現実の教育を実践的に知る貴重な機会ですから意欲的に取り組んでほしいと思います。子どもたち、先生方の活動をきめ細かに観察すること、そしていわゆる弟子になったつもりで、場合によってはもう一度子どもになったつもりで参加・実践することが必要です。そうすることによって新たな発見が数多くでき、それが教育の現実を真に実感する契機ともなることでしょう。

教育実習に臨む前に自分なりの研究課題をつくっておくことが一層実習を効果的にします。教えに行く、授業の練習をする、教育職員免許法で決められているからするといった考えで臨むのではなく、教育の実践研究をするという態度を忘れないでほしいと思います。実際の場面を通してこそ子どもをよく知ることができるし、あるいは子どもをよく知る手だてを会得することができます。それが教育の実践研究の出発点となります。

子どもを目の前にした現実の教育に携わると、自分の不足しているところを改めて気づかされます。足りないところはそれを自覚した時点から努力して備えるようにすること、その積み重ねが確かな自分をつくります。不足する資質を身につけ、強化すべく実践していくことが大切な課題となります。教職に向いているかどうかを実習を通して判断しようとしている人もいます。教育のほんの一部に触れただけで自分が教職に向いていないようだからやめたといった逃げ腰での判断や、相手が子どもだから何とかなるだろうといった甘い考えでの判断に対しては十分に慎重であって欲しいと思います。自分は本当に子どもたちとともに学び通したいのか、その楽しさ・面白さを自分なりに感じとれそうか、あるいは教育の深遠さに魅力を感じるかで自分を客観的にとらえ直してください。

教育実習を通して、子どもにとって望ましい授業がつかれるようになることが必要だと思います。教職に就けばすぐにプロとして授業をすることが求められます。やるべきことはすべてやったという気持ちに伴うまで教材研究をし、自分なりの創意工夫をした授業、そして子どもたちにとってよい授業をつくる努力を惜しんではなりません。教育実習生がしばしば口にするのですが、「今日の授業は失敗しちゃった!」ということがあります。ここで特に言いたいことは自分が行った授業を失敗か成功かで判断して欲しくはないということです。あるいはそのように授業を判断してはいけないと言った方がよいかもしれません。なぜなら、教育実習生が行う授業であっても、子どもたちにとっては、その一時間、一時間の授業がすべてであり、失敗も成功もないものだからです。このことを常に念頭に置いておきましょう。自分の不得意とする内容を指導する場合もあります。よい機会だと思って真正面からぶつかっていく迫力ある取り組みを期待します。



○「振り返る」ことから始まる次への確かな一歩

教育実習が始まるとあわただしい毎日となり、そして疲れも重なってなかなか「振り返る」余裕がなくなり、ついやりっぱなしになってしまうことが多くなります。ここでは「振り返る」ことについて考えてみることにします。

・一日を振り返る

何となく振り返ってもそこにはただ疲れがあるだけということも現状かもしれません。仲間をつくって、仲間同士で10分でも15分でもよいから時間をとって、今日一日経験したこと



を振り返り、話し合う機会がつかれると大変よいと思います。他の人の話を聞くことにより自分では気づかなかった視点や問題意識が持てるようになるからです。そのことが、明日へ向けての新たな指針を作るためのよき参考になることでしょう。困ったときにも支援が受けられます。もちろん自分自身でその日一日を振り返ることも忘れてはいけません。

教育実習で経験することはすべてが新鮮なものです。新鮮な経験はその都度記録にとめておかないと次から次へと経験する中で、せっかく素晴らしい経験をしていても忘れ去られてしまうことも大変多いのです。そのためには、実習日誌とは別にメモ帳を用意し、新しい経験を何でも記録しておき、一日が終わった後でそのメモ帳をもとに振り返り、自分が経験したことを確認することが重要な役割を果たします。また何日か後に再度そのときの記録に目を通すことによって現在の自分との比較もでき、さらに新しい発見をすることもあります。

・授業を振り返る

授業を実践すると誰でも自然とその授業を振り返るに違いありませんが、その振り返り方が問題です。自分の考えた授業と実際の授業ではどこにずれがあったのか、それはなぜかを具体的に分析しましょう。

そして自分が実践した授業は本当に子どもたちのための授業になっていたのだろうかを吟味してみることが大切です。このように授業を振り返ることを通して、授業の意味や子どもたちの立場に立った授業を実感できるでしょう。



・反省会を振り返る

実践した授業の反省会がしばしばあると思います。反省会では授業者に対しての建設的な指摘がなされます。そこで、反省会ですべて終わりと考えずに反省会を振り返りそこで出たことを再確認し内面化しておくことが必要です。そうすることによってそれらを次の授業に生かすことができ、よりより授業実践に結びつけることができるのです。

また反省会では先生方の授業に対する信念や教師としてのいろいろな思いが述べられると思います。反省会を振り返ることにより、それらをとらえ、自分の今後の資質形成の糧にあるいは指針の参考にしてほしいと思います。

・教育実習を振り返る

緊張の連続だった教育実習が終了すると、やり遂げた達成感や充実感を味わいながら、誰しもフッと気が抜けるものです。普段の大学での生活へと戻っていく中で、教育実習の日々を思い出すことでしょう。しかし、ただ忙しく過ぎてしまい疲れた日々だったという振り返り方だけですませたくはありません。また、日々の活動に紛れて、実習で得たものがどんどん薄れていくものです。

記憶の鮮明なうちに、次への確かな一歩のために、しっかりと振り返っておかなくてはなりません。ここでも分析的に反省点をまとめたいたいのものです。教職に対する資質と照らし合わせて自分の足りないものを再認識し、それを身につけるべく具体化を図り、意識として持つ段階にとどめずにそれを是非実行してほしいと思います。

さらに教育することの難しさ、あるいは面白さ・楽しさをどんな場面で実感できたかを振り返ってみてください。この確かな振り返りがさらに実践的研究を深める契機にもなりますし、教育することに対する自信を深めることにも通じるのです。



10. 学校保健について

10-1. 学校保健の目的

学校保健は、「学校における保健教育及び保健管理」（文部科学省設置法）とされており、児童生徒の健康の保持増進を図ること、学校教育活動に必要な健康や安全への配慮をおこなうこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなどを目指して行われる教育活動である¹⁾。

〈学校保健の領域・内容〉

平成 29 年度学校保健全国連絡協議会（平成 30 年 2 月 2 日）資料から

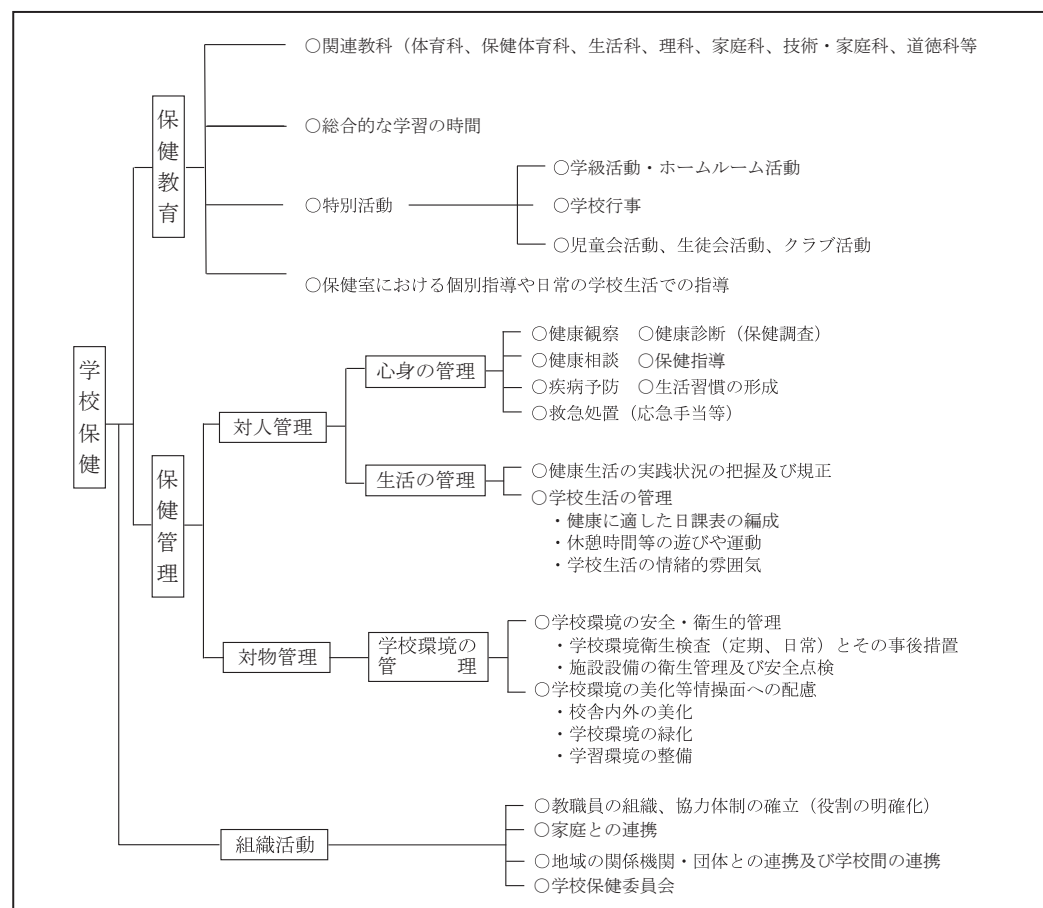


図1 学校保健の仕組み

10-2. 保健教育

学校における保健教育は、児童生徒が健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である¹⁾。保健教育は、体育や保健体育を中心とした関連教科、総合的な学習の時間、特別活動、保健室における個別指導や日常の学校生活での指導など、学校の教育活動全体を通じておこなわれる。

体育・健康に関する指導の一つである保健教育は、当面している健康課題等を見児童生徒が適切に判断し、解決できるよう学校教育全体を通じて指導する必要がある。また、当面の課題のうち、児童生徒の共通の課題として指導できるものは集団を対象に、その児童生徒だけの課題として指導した方がよいと思われるものは個別に行う。

各学校においては、総合的な基本計画としての学校保健計画に基づいて保健教育の充実に努めることが大切である¹⁾。

10-3. 保健管理

学校における教育活動の円滑な実施と成果の確保に資することを目指す保健管理は、教育活動の推進に必要な不可欠なものといえる。学校保健安全法には、第1条に「この法律は、学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関して必要な事項を定める」とされているように、学校の管理運営等、健康相談等、健康診断、感染症の予防など保健管理の規定が定められている¹⁾。

(1) 健康観察

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増してきている²⁾。

健康観察の目的は、以下のとおりである²⁾。

- ① 子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ② 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ③ 日々の継続的な実施によって、子どもに自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

〈小学校・中学校・高等学校（例）²⁾〉

*子どもがかかりやすい感染症や病気の症状を中心に、観察項目を設定した。

主な観察事項（例）			
欠席	散発的な欠席、継続的な欠席、欠席する曜日が限定している、登校渋り、理由のはっきりしない欠席 等		
遅刻	遅刻が多い、理由のはっきりしない遅刻 等		
主な観察事項（例）		推測される主な疾患名	
心身の健康状態	観察項目（他覚症状）	普段と変わった様子が見られる	
		元気がない	発熱を来す疾患、起立性調節障害 等
		顔色が悪い（赤い、青い）	発熱を来す疾患、起立性調節障害 等
		せきが出ている	上気道炎、気管支炎、肺炎、気管支喘息、百日咳、マイコプラズマ感染症、麻しん（はしか）、心因性咳そう 等
		目が赤い	アレルギー性結膜炎、流行性角結膜炎、咽頭結膜熱（プール熱） 等
		鼻水・鼻づまり	鼻炎、副鼻腔炎、鼻アレルギー、異物等の存在 等
		けがをしている	擦過傷（すり傷）、切創（きり傷）、打撲、火傷 等
		その他	
心身の健康状態	聞き取りや申告（自覚症状）	頭痛	頭蓋内の疾患、耳鼻眼の疾患、慢性頭痛、心因性頭痛 等
		腹痛	感染性胃腸炎、腹腔内の疾患、アレルギー性紫斑病、過敏性腸症候群等
		発熱	感冒、インフルエンザ、麻しん（はしか）などの感染症、川崎病、熱中症、心因性発熱等多数
		目がかゆい	結膜炎、アレルギー性結膜疾患 等
		喉（のど）が痛い	咽頭炎、扁桃腺炎、ヘルパンギーナ、溶連菌感染症 等
		ほほやあごが痛い	反復性耳下腺炎、川崎病、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 等
		気分が悪い、重い、吐気（嘔吐）	感染性胃腸炎、起立性調節障害、心因性、嘔吐 等
		体がだるい	発熱をきたす疾患、起立性調節障害 等
		眠い	睡眠障害、起立性調節障害、夜尿症 等
		皮膚がかゆい	アトピー性皮膚炎、じん麻しん 等
		発しん・湿疹	じん麻しん、アレルギー性紫斑病、川崎病、アトピー性皮膚炎、風しん（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、溶連菌感染症、とびひ 等
		息が苦しい	気管支喘息、過換気症候群（過呼吸）、異物等の存在
		関節が痛い	オスグット・シュラッター病、スポーツ障害 等

(2) 健康相談

学校保健安全法第8条には、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする」と示されている。保健指導の前提として行われる健康相談は、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められる¹⁾。

具体的には、次のような対象者が考えられ、年間を見通して、継続的に健康相談を実施することが大切である¹⁾。

- ① 健康診断の結果、継続的な観察指導を必要とする児童生徒等
- ② 日常の健康観察の結果、継続的な健康相談を必要とする児童生徒等
- ③ 病気欠席がちな児童生徒等
- ④ 心身の異常を自覚して自発的に健康相談の必要を認めた児童生徒等
- ⑤ 保護者の依頼によって健康相談の必要を認めた児童生徒等
- ⑥ 保健室の利用頻度の多い児童生徒等

(3) 健康診断

健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握し、評価を行うとともに、発育・発達や疾病異常に関して健康づくりの課題を明確にするなど重要な意義がある。健康診断は、大別して児童生徒の健康診断、教職員の健康診断、就学時の健康診断がある。

学校行事として学校保健安全法第13条に示されている児童生徒の健康診断を行う場合には、一定の時期に集中的、総合的に行うようにし、その運営についても学校をあげて組織的におこなうことによって、その教育的効果を高めるよう配慮することが大切である¹⁾。

(4) 感染症の予防

集団生活を営む場である学校は、感染症の媒介の場となりやすく、いったん発生したときは感染が早く、まん延しやすいため特に注意が必要である。そのため、児童生徒の疾病異常の早期発見・事後措置などの保健管理の活動と保健教育の活動を組織的に推進することが求められる。

また、問題が生じた場合は、速やかに実態を把握するとともに、校長、関係教職員などと緊密に連絡をとり、必要に応じて対策委員会、臨時学校保健委員会など、予防措置の企画や関係機関への連絡・調整に当たることが大切である¹⁾。

〈学校感染症と出席停止の基準〉

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※1	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎・細菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	※2	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症（※3）	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※1：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

※2：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

※3：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）

(5) 救急処置

救急処置は、学校における保健管理活動の中で重要な仕事であり、全教職員の共通理解の下、役割を分担して行う活動である。問題が発生した場合に、負傷者の生命と安全を最優先に迅速かつ適切に対応することができるように、危機管理マニュアルに基づいた救急処置における校内体制が整備されているか確認し、いざというときに、それが機能するようにしておくことが重要である¹⁾。

また、児童生徒等のアレルギー疾患には、食物アレルギー、アナフィラキシー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎などがあるが、食物アレルギー・アナフィラキシーや気管支ぜん息の症状は特に急速に悪化するものなので、そのことを理解し日頃から緊急時の対応への準備をしておく必要がある。アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃からの準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要である。緊急時に適切な行動ができるようにするため、緊急時対応マニュアルの整備をすること、緊急時にしなければいけないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要である³⁾。

(6) 学校環境衛生

児童生徒の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境をつくりあげることが必要であり、そのための学校環境衛生活動は学校経営においても重要な役割を担っているといえる。

学校環境衛生活動は、全教職員がそれぞれの職務の特性を生かし、校務分掌等に基づき役割を明確にし、学校経営の中で計画的に進めることが大切である¹⁾。

10-4. 学校保健に関する組織活動の推進

学校における保健管理と保健教育が有機的に関連付けられ、その成果を上げるには組織的な活動が必要である。学校保健に関する組織活動がその機能を発揮するには、校内における教職員の協力体制を確立することが必要であり、その効果を高めるために家庭や地域社会との連携が大切である。

学校保健に関する組織活動には、保健部などの学校内における組織活動、家庭、地域社会との連携、学校保健に必要な校内研修などが考えられる。その一つとして、健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である学校保健委員会がある¹⁾。

引 用

- 1) 保健主事のための実務ハンドブック—令和2年度改定—、公益財団法人 日本学校保健会、令和3年3月
- 2) 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応、文部科学省、平成21年3月
- 3) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）、公益財団法人 日本学校保健会、令和2年3月

11. 学校図書館の活用

中 学 校

1. まずは学校図書館に行ってみよう

附属学校の図書館には、常駐の学校司書がいて、中学生にとって魅力ある学校図書館を日々作っています。授業の有無にかかわらず、生徒が自ら足を運びたい場所としての学校図書館が求められるからです。それぞれの附属学校の特色を紹介します。



附属小金井中学校

東京学芸大学の敷地内にある中学校なので、図書館にも年間を通して実習生が来ます。狭い場所ではありますが、空いているスペースで生徒たちや実習生それぞれが好きなように展示や、長期休みの前にはイベントを行っています。



附属世田谷中学校

本校の図書館を一言で言うなら、狭い空間に漫画も含め雑多な本がひしめく居心地のいい場所です。2教室半のスペースに約23,000冊の本がNDCによって分類配架されるだけでなく、授業のない時は様々な展示コーナーがその時々によって出現しています。



附属竹早中学校

小学校と共用の本校図書館は、中学生が使える時間が主に午後と限られており、場所も中学校棟から離れていることから、利用者に足を運んでもらうため、年間を通して楽しいイベントを実施しています。明るい館内では休み時間になると生徒が読書や勉強、談笑と様々な過ごし方をしています。

2. 学校の中にある学校図書館は、授業を支援します

学校図書館法*には、大きく2つの目的が書かれています。①学校の教育課程の展開に寄与するとともに、②児童又は生徒の健全な教養を育成することです。デジタル資料も含めた多様な資料にアクセスできる学校図書館で、自ら資料にあたり、自分の考えをもとに話し合っていく過程が、深い学びにつながっていきます。

附属小金井中学校 国語 「読書にのろう」

中学2年生が本を読むのが苦手な人にもお勧めしたい本を一人一冊見つけて、紹介の文を書くという授業です。写真は本選びのサポートに担当の先生と司書、そして他附属の中学校司書にもご協力いただき、紹介の一例を作成したものが並んでいる様子です。



附属世田谷中学校 美術&国語 「枯れない花彫刻を作ろう」

中学1年生が、架空の花を立体で創造し、さらにはその花言葉を考えるという教科連携授業。まずは実際の花を図書館の様々な本で探している様子です。好きな花を3点選び、iPadに撮って、その後美術室でデッサンをしました。



附属竹早中学校国語（古典）『竹取物語』を紹介しよう！

中学1年生が『竹取物語』を学習後、全編を通読し、各場面をグループごとに紹介し合う発展授業。場面ごとに問いを設定して答えを原文から探すほか、デジタルアーカイブを活用することも課題とし、著作権についても学びます。



3. 「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」の紹介



2009年に、東京学芸大学学校図書館運営専門委員会が立ち上げたこのデータベースは、学校図書館を活用した授業を、校種や教科・領域別に検索できるサイトです。教育実習生による授業実践も掲載されています。全てではありませんが、指導案やワークシートがみられる事例も多数あります。

右カラムにあるGAKUMOPACは、附属学校と大学図書館の蔵書を横断検索することができ、スマートフォンからも閲覧できます。



4. 実習期間中の学校図書館の利用について

学校図書館の利用に関しては、それぞれの学校の利用の手引き等をご覧ください。学校図書館を活用した授業を考える場合は、ぜひ指導教官に相談をしてください。附属学校では、近隣の公共図書館からの団体貸出制度や、週一度の学内便を利用して蔵書の相互貸借を行うことで、授業に必要な資料を提供しています。また、学校によっては有料データベースが使えます。テーマによってはネット上の良質なコンテンツの案内なども行っています。

学校図書館は、読書センター・学習センター・情報センターの機能を併せ持った教育支援施設です。主体的・対話的・深い学びの実現のために、ぜひ学校図書館をこれからの授業作りに役立ててください。

* 学校図書館 https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/011.htm

高等学校

1. 学校図書館とは

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。また教育課程を意識して蓄積された各学校の蔵書は教材としても有益です。

高校生にとって魅力ある資料を揃え、自らの意思で読書する生徒を育てると共に、様々な学習で図書館を利用することにより、言語力の向上だけでなく、知的探求の楽しさや、知識の向上を図る場が図書館であり、知的コミュニティの「出会いの場」でもあります。

常駐する学校司書は、様々な機会をとらえて、高校生が出会うべき本を紹介しています。視野を広げ、社会を批判的にみる目を持つために、9類（文学）以外の本にも目を向けて欲しい。そのためには教科教諭による学校図書館を活用した授業は効果的です。教育実習生の先生方にも、教科の学びに役立つという視点で、学校図書館の本に目を向けて欲しいと思います。

(1) 学校図書館法

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont/001/011.htm

学校図書館の設置義務を定め、学校教育における学校図書館の役割等について規定した学校図書館法第2条では、学校図書館を次のように定義しています。

【第2条】 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(2) 学校図書館ガイドライン

<https://www.nipec.nein.ed.jp/sc/project/h30/curri-mana/28school-lib.pdf>

「学校図書館ガイドライン」とは、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したもの。

○学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書活動の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(3) ユネスコ学校図書館宣言（1999.11.26）

<https://www.ifla.org/publications/iflaunesco-school-library-manifesto-1999>

2. 学習指導と学校図書館

(1) 学習指導要領

高等学校の学習指導要領（平成30年3月公示）は、教育課程全体で育成する資質・能力を、①「知識及び技能」の習得、②「思考力・判断力・表現力等」の育成、③「学びに向かう力、人間性等」の涵養という3つに整理し、それぞれの教科の目標・内容が記述されています。特徴的なのは、新指導要領では「どのように学ぶか」と、学ぶ過程に力点が置かれたことです。知識を相互に関連付けてより深く理解するためには、様々な視点から書かれた書籍を読むことが有効です。また情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考える課程は、汎用的なスキルとしての情報活用能力を育みます。さらに、思いや考えを基に創造したりすることに向かうプロセスを重視する「主体的・対話的で深い学び」の視点で行う学習は、電子媒体の情報も含め、多様な学習スタイルに対応できる学校図書館が適していると言えます。

(2) 探究学習と情報活用能力

高等学校では、総合的な学習の時間は、総合的な探究の時間となり、学校図書館の活用が記述されています。「探究学習」では、自ら課題を発見し、その課題を解決するためのプロセスを体験しながらスキルを習得していくことを目指しています。AI化する社会のなかで、主体的に問題発見・解決し協働しながら新しいものを創造していく力を育てていくことが求められています。

探究学習においては、「課題の設定」→「情報の収集」→「整理・分析」→「まとめ・表現」→「振り返り」→「新たな課題の設定」という活動のサイクルを繰り返しながら、探究学習に必要なスキルを学ぶことは、高度情報化社会に求められる情報活用能力の育成にもつながっています。

【参考】京都市立堀川高校「探究科」<http://www.edu.city.kyoto.jp/hp/horikawa/>

『思考を深める探究学習：アクティブ・ラーニングの視点で活用する学校図書館』

桑田てるみ著 全国学校図書館協議会 2016

(3) 先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース

http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/?page_id=13

全国の国公立学校の教員による学校図書館を活用した実践事例を集めたサイトで、指導案やワークシート、使った本のリストも掲載されています。また、附属学校で教育実習生が学校図書館を活用して授業を行った実践事例も掲載しています。



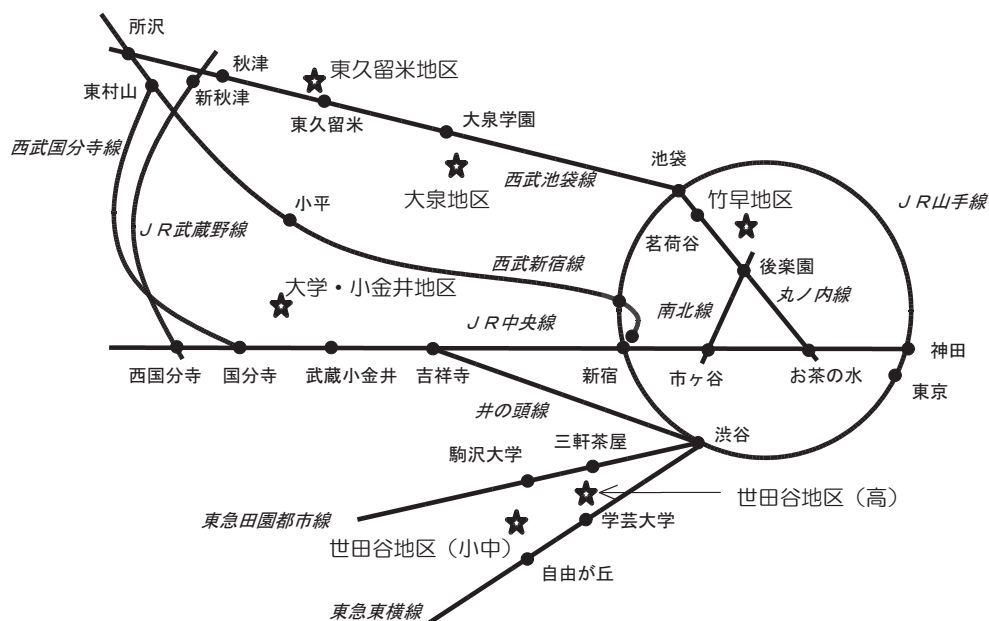
3. 実習中に

教育実習先の学校図書館は必ず見学をしてください。自分の教科・単元で使える資料を確認し、どのような支援を行っているのかを把握しましょう。探求的な学習を成功するためには準備が必要です。そのための教材研究には、ぜひ学校司書にも相談することをおすすめします。また、附属学校間では、相互貸借を行っています。2021年12月より、学芸大学総合目録=GAKUMOPAC (<https://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/gakumopac/>) を立ち上げました。これは、東京学芸大学附属図書館、東京学芸大学附属学校10校の図書館、および、附属学校近隣の図書館等の蔵書をまとめて検索することができるサイトです。学校図書館を使って授業を行いたい場合、どのような資料があるのかを、事前に知ることができますので、ぜひ活用してください。

資 料 編

附属学校園の一覧

アクセスの詳細や周辺地図などは、それぞれの学校園のホームページを参照してください。



世田谷地区（小学校、中学校、高等学校）

附属世田谷小学校 	「子どもが、人やもの、こととの豊かなかわりを通して、自律性と共存性を高め、相互啓発的な生き方を追求していけるようにする」ことが本校の教育目標です。研究テーマは「『学びを自分でデザインする子ども』を育む教育課程の創造」です。 158-0081 世田谷区深沢4-10-1 TEL:03-5706-2131 FAX:03-5706-2144
附属世田谷中学校 	「個性的で人間性豊かな人格をつくる」「創造性豊かな人間を育てる」「敬愛の精神にあふれた人間を育てる」を教育目標にかかげ、生徒を育てています。 158-0081 世田谷区深沢4-3-1 TEL:03-5706-3301 FAX:03-5706-3340
附属高等学校 	「清純な気品の高い人間」、「大樹のように大きく伸びる自主的な人間」、「世界性の豊かな人間」を教育目標に掲げ、生徒を育てます。 154-0002 世田谷区下馬4-1-5 TEL:03-3421-5151 FAX:03-3421-5152

小中学校：東急東横線・大井町線「自由が丘」駅よりバス10分 他
 高等学校：東急東横線「学芸大学」駅より徒歩15分
 東急田園都市線「三軒茶屋」駅より徒歩20分 他

***小学校、中学校、高等学校は、それぞれ別の敷地です。(上の地図と所在地を参照)**
 小学校と中学校は隣接していますが、高等学校は直線距離で約3kmほど離れています。

小金井地区（幼稚園、小学校、中学校）

附属幼稚園小金井園舎 	人や身近な環境にかかわる中で、主体性と協同性をもち、明るく伸び伸びと自己発揮する子どもを育てる教育目標を掲げています。 184-8501 小金井市貫井北町4-1-1 TEL:042-329-7812 FAX:042-329-7814
附属小金井小学校 	○明るく思いやりのある子 ○強くたくましい子 ○深く考える子を教育目標に掲げ育成を目指します。 184-8501 小金井市貫井北町4-1-1 TEL:042-329-7823 FAX:042-329-7826
附属小金井中学校 	健康な身体とすぐれた知性と豊かな情操とをもち、平和で民主的な社会の進展に貢献できる、自主的で創造性に富む生徒を育てます。 184-8501 小金井市貫井北町4-1-1 TEL:042-329-7833 FAX:042-329-7834
J R 中央線「武蔵小金井」駅よりバス 10 分、「国分寺」駅より徒歩 20 分 他 * 幼稚園、小学校、中学校とも、大学キャンパス内（東門のそば）にあります。	

大泉地区（小学校、中等教育学校）

附属大泉小学校 	「自ら学び、自ら考え、ねばり強く取り組む子ども」「支え合い、ともに生きる子ども」「たくましく、清い心の子ども」「希望をもち、世界に伸びる子ども」を教育目標に掲げています。国際学級（日本の教育への適応学級）も特設しています。 178-0063 練馬区東大泉5-22-1 TEL:03-5905-0200 FAX:03-5905-0209
附属国際中等教育学校 	本校は、多様で異なる人々と、共生・共存でき、進展する内外の国際化の中で、活躍する力を持った生徒を育てることを目的に、2007年に開校した6年一貫の中等教育学校です。 178-0063 練馬区東大泉5-22-1 TEL:03-5905-1326 FAX:03-5905-0317
西武池袋線「大泉学園」駅より徒歩 8 分 他 * 小学校と中等教育学校は、同じ敷地内にあります。	

竹早地区（幼稚園、小学校、中学校）

附属幼稚園竹早園舎 	人や身近な環境にかかわる中で、主体性や協同性をもち、自分らしさを十分に発揮する子どもを育てる。 ・明るく元気に取り組む ・よく考え工夫して遊ぶ ・自分も友達も大切にする 112-0002 文京区小石川4-2-1 TEL:03-3816-8951 FAX:03-3816-8953
附属竹早小学校 	「自ら学び、ともに手を取り合い、生活を切り拓く子」の育成を教育目標に掲げています。 112-0002 文京区小石川4-2-1 TEL:03-3816-8941 FAX:03-3816-8945
附属竹早中学校 	本校では、二十一世紀の国際社会を担っていく子どもたちが、真理と正義を愛し、平和で文化的な社会を形成できるよう、個人の尊厳を重んじ、個性豊かで自主的精神に充ちた人間の教育をめざしています。 112-0002 文京区小石川4-2-1 TEL:03-3816-8601 FAX:03-3816-8605
東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷」駅より徒歩12分 東京メトロ南北線・丸ノ内線「後樂園」駅より徒歩15分 都営地下鉄大江戸線・三田線「春日」駅より徒歩15分 他 * 幼稚園、小学校、中学校は、同じ敷地内にあります。	

東久留米地区（特別支援学校）

附属特別支援学校 	「子ども一人ひとりが、自立と社会参加をめざして、その個性・能力を調和的に高めていくための主体的な行動力を身につける」を教育目標に掲げ、幼児期から青年期までの発達を見据えた教育を行っています。 203-0004 東久留米市氷川台1-6-1 TEL:042-471-5274 FAX:042-471-5275
西武池袋線「東久留米」駅より徒歩10分	

* アクセスの詳細や学校近隣の地図等は、それぞれの学校園のホームページを参照してください。

教育実習におけるハラスメントの防止と対策について

教 育 実 習 委 員 会
キャンパスライフ委員会

教育実習中に起こりうる問題に、ハラスメントがあります。実習先の指導教員からセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを受けたり、教育実習生である皆さんが園児・児童・生徒に対してハラスメント行為をしたりするといったケースが考えられます。皆さんがハラスメント行為をしないために、されないために、この資料をご一読ください。

1. 人権侵害に対する本学の考え方

東京学芸大学では、すべての学生と教職員が互いに人権を尊重し合い、何事にも公正を期し、心身ともに安全で快適なキャンパスライフを送ることができる環境づくりを目指しています。本学は、あらゆる人権侵害に対して厳しい態度で臨みます。また、さまざまな人権侵害を生むおそれのある環境を改善して、快適な学習・研究・職場環境を保つように努力します。そのために、本学では、学内にキャンパスライフ委員会を設置しています。

本学のすべての学生と教職員は、本学において学び、研究し、働くための自由と権利を妨げられることがあってはなりません。また、本学のすべての学生と教職員は、人権侵害を起こさず、人権侵害の防止に努める義務を負っています。

本学での教育・研究・就業上の人間関係の中で生じた人権侵害について、学内・学外、授業中・授業外、勤務時間内・勤務時間外を問わず、大学として解決のために必要かつ適切な措置をとるべく対応します。教育実習で起こった人権侵害であっても、本学の教育・研究・就業上の人間関係に起因する人権侵害としてその対象になります。

学生の皆さんが人権侵害について大学に相談したことを理由に、当事者が相談者に対して人権侵害をしたり、不利益な扱いをしたりするようなことがあってはなりません。また、人権侵害の相談や申し立てをしたことに対して、当事者が報復することがあってはなりません。もし、不利益な扱いや報復行為がなされたことがわかった場合には、大学として直ちに必要な措置をとります。

2. ハラスメント

ハラスメントは優越した地位や立場を利用した嫌がらせのことです。民主的かつ自由な環境の下で教育・研究が行われるべき大学において、人権侵害という観点から、ハラスメントは特に問題となります。以下に、主なハラスメントについて説明します。

① セクシュアル・ハラスメント

ことばや視覚的な手段及び行動等により、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うことであり、それに伴い相手に学業上で利益（単位認定など）または不利益を与えたり、教育及び研究のための環境を悪化させたりする場合があります。

【例】

- ・指導中に教員が言った卑猥な冗談を笑わないでいると、「君には冗談が通じないね」と言われた。抗議したいが成績評価が悪くなるのを恐れて我慢している。
- ・実習の個別指導の最中に、教員が学生の肩に突然、手をおいた。それからは指導の最中にじっと見つめるようになり、その学生はストレスから勉学意欲もなくなってしまった。
- ・実習先で指導者から交際を求められた。断ったところ「そういう態度なら、これ以上実習を続けられないようにしてやる」と脅された。実習は終わったが、納得できない成績をつけられた。

② アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場における力関係を不当に利用して、相手の活動の妨害、不利益な取り扱い、人格的な誹謗・中傷や嫌がらせ、暴力等、相手の意欲および教育・研究の環境を著しく阻害する結果となる人権侵害をいいます。受け手の人は組織に理解されないことや更なる不利益を被ることを恐れて、

被害を訴え出ることを躊躇し孤立させられる傾向があります。

【例】

- ・「放任主義だ」といわれ、指導やアドバイスをしてもらえない。
- ・学生が出したアイデアにまったく検討を加えず、頭から否定された。
- ・「(指導案等を指して) 幼稚園児の作文だ、こんな物を見るのは時間の無駄だ」と言われた。
- ・些細なミスを大声で叱責された。
- ・深夜まで指導を行う。
- ・指導教員の行うべき仕事の手伝いを強要された。
- ・家族関係・友人・恋人のことなど、プライベートについて根掘り葉掘り聞かれた。

③ パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、強い立場にある人が弱い立場の人に対しその力関係を利用して、理不尽な指示・要求を行うことによって生じる人権侵害です。

【例】

- ・人前で怒鳴る、机や壁を叩いて脅かすなど直接的な攻撃を行う。
- ・実践のすべてを否定する、人格を否定する、能力を低く否定するなど存在自体を否定する。

3. ハラスメントに当たる場合と当たらない場合

これまで例に挙げてきた発言や行為が必ずハラスメントに相当するかというと、そうではありません。なぜなら、同じ行為でも、築かれている人間関係、状況、本人の意識の違いによって、それが「望まない」不快なものであるかどうか異なるからです。

ハラスメントの遠因は、相手の気持ちや理解できないほどの、当事者間のコミュニケーション・ギャップにあります。人権侵害という観点からすれば、「この程度の人権侵害は許されるだろう」という考え方は成り立ちません。

4. ハラスメントを受けていると思ったら

① 記録をとる

ハラスメントと思われる行為について、日時、場所、行為の内容、第三者が居合わせたか否か等、なるべく詳しく記録を取っておきましょう。

② 相談する

一人だけで悩んだり我慢したりせず、信頼できる友人に事実を明かし、相談しましょう。悩みを分かち合うことも大切です。解決が難しいときは、指導教員や学務課教育実習係にも相談しましょう。

キャンパスライフ相談員にも、相談することができます。

5. 学生によるハラスメントの防止

学生である皆さんに比べ、大学や附属学校の教員が優越した地位や強い立場にあるのと同様、教育実習生である皆さんは、実習先の園児・児童・生徒に対して優越した地位や強い立場にあると言えます。実習先の園児・児童・生徒の人権を侵害することのないよう、十分な注意をはらって教育実習に臨んでください。

また、ハラスメントの加害者になってしまった場合や自分がハラスメントをしたつもりがないのに訴えられてしまった場合には、一人で悩まず相談しましょう。

※この資料は平成15年に制定された「東京学芸大学キャンパスライフガイドライン～人権が尊重されるために～」をもとに教育実習用に再構成し、教育実習向けに一部修正を加えたものです。詳細については、本学キャンパスライフ委員会のホームページ (<http://www.u-gakugei.ac.jp/~clife/index.html>) を参照してください。

教育実習における情報管理・守秘義務に関する注意事項

教育実習校・園において知り得た情報（特に、児童生徒、保護者、教職員に関する個人情報）は、教育実習期間中だけでなく教育実習が終了した後も、指示に従って適切に管理し、その保護に努めること。
特に、以下の点に十分留意すること。

- (1) 個人情報が含まれる文書（私的な記録も含む）は、不用意に児童生徒の目に触れることのないようにすること。
- (2) 個人情報が含まれる文書の印刷やコピーは、コンビニエンス・ストアなどの不特定多数の者が利用する場所では行わないこと。
- (3) 個人情報が含まれる文書を、USBメモリなど記録媒体に保存して校外に持ち出すことは原則として行わないこと。実習指導教員が認めた場合はこの限りではないが、USBメモリなど記録媒体と文書ファイルの両方にパスワードを設定し、万一の事態に備えておくこと。
- (4) 教育実習日誌に個々の児童生徒について記録する場合は、個人名を記さずに符号を用いるなどして、個人が容易に特定されることのないようにすること。
- (5) 個人情報が含まれる文書のうち、実習校・園から提供されたものについては、実習終了時に返却すること。また、実習生が作成した私的な記録やメモ等については、実習生が責任をもって保管または破棄すること。
- (6) 教育実習に関する事柄をインターネット上に発信、掲載することは一切行わないこと。
- (7) 教育実習における指導事例等を発表、利用する場合は、必ず大学及び実習校・園の許可を得ること。
- (8) 実習校・園の児童生徒ならびに保護者とは、個人的な関わりを一切持たないこと。特に、メールアドレス、携帯電話番号、LINE等のID等を教えたり、聞いたりしないこと。

◆誓約書の記入要領

- ・裏面にある「注意事項」と以下の5つの事項をよく読んだ上で、署名すること
- ・用紙は別途配付されたものを使用すること（これは記入用の見本です）
- ・誓約書を提出しない場合、教育実習への参加を認めないことがあるので注意すること

情報管理・守秘義務等に関する誓約書

東京学芸大学長
國分 充 様

私は、教育実習が有意義な学びの機会となるよう、以下の事項を厳守します。

記

- 1 実習校・園において知り得た情報（特に、幼児・児童・生徒、保護者、教職員に関する個人情報）は、実習校・園の指導にしたがって適切に管理し、その保護に努めます。
- 2 教育実習が終了した後も実習期間中と同様に、実習校・園において知り得た情報を適切に管理し、その保護に努めます。また、教育研究上必要な場合においても、大学（教育実習委員会）及び実習校・園の許可無く、発表、公開、利用等を行いません。
- 3 教育実習に関する事柄をインターネット上に発信、掲載することなどは一切行いません。
- 4 実習校・園の幼児・児童・生徒ならびに保護者とは、教育実習期間中及び教育実習が終了した後も個人的な関わりを一切持ちません。特に、メールアドレス、携帯電話番号、LINE等のIDなどについては、教えたり聞いたりしません。
- 5 上記1～4に反する行為をした場合、今後予定されている教員免許取得のための教育実習への参加が認められない場合があることについて、承知いたします。

令和 × 年 × 月 × 日

氏 名：学芸 桜子

所 属：B類 ××専攻

学 生 番 号：B×× - 1234

実習校・園名：附属高等学校

実 習 種 別： 教実Ⅰ 教実Ⅱ 選択 特支

情報管理・守秘義務等に関する誓約書

東京学芸大学長
國分 充 様

私は、教育実習が有意義な学びの機会となるよう、以下の事項を厳守します。

記

- 1 実習校・園において知り得た情報（特に、幼児・児童・生徒、保護者、教職員に関する個人情報）は、実習校・園の指導にしたがって適切に管理し、その保護に努めます。
- 2 教育実習が終了した後も実習期間中と同様に、実習校・園において知り得た情報を適切に管理し、その保護に努めます。また、教育研究上必要な場合においても、大学（教育実習委員会）及び実習校・園の許可無く、発表、公開、利用等を行いません。
- 3 教育実習に関する事柄をインターネット上に発信、掲載することなどは一切行いません。
- 4 実習校・園の幼児・児童・生徒ならびに保護者とは、教育実習期間中及び教育実習が終了した後も個人的な関わりを一切持ちません。特に、メールアドレス、携帯電話番号、LINE等のIDなどについては、教えたり聞いたりしません。
- 5 上記1～4に反する行為をした場合、今後予定されている教員免許取得のための教育実習への参加が認められない場合があることについて、承知いたします。

令和 年 月 日

氏 名：

所 属：

学 生 番 号：

実習校・園名：

実 習 種 別： 教実Ⅰ 教実Ⅱ 選択 特支

— 問い合わせ先 —

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学 学務課 教育実習係

TEL : 042-329-7179 (ダイヤルイン)

FAX : 042-329-7183

e-mail : jissyu@u-gakugei.ac.jp

